
令和7年 第3回（定例）桂川町議会議録（第3日）

令和7年9月19日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和7年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
認定第1号 令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 承認第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第4 承認第12号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第5 議案第26号 桂川町防災無線更新工事請負契約の締結
- 日程第6 議案第27号 動産（トレーニング機器）の買い入れ
- 日程第7 議案第28号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第29号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第30号 桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第31号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第32号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第33号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第34号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第35号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 意見書案第3号 こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
認定第1号 令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 承認第11号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第4 承認第12号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
- 日程第5 議案第26号 桂川町防災無線更新工事請負契約の締結
- 日程第6 議案第27号 動産（トレーニング機器）の買い入れ
- 日程第7 議案第28号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第29号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第30号 桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第31号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第32号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第33号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第34号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第35号 令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 意見書案第3号 こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）

出席議員（9名）

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君

9番 原中 政廣君

欠席議員（1名）

10番 青柳 久善君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	藤木 秀臣君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案について、意見書案第3号が提案されました。

お諮りします。意見書案第3号は会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の意見書案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますがこれに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、意見書案第3号は日程第14の次に上程いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田正彦です。28回目の一般質問になります。

今回は、1、就学前教育。2、学校の老朽化。3、不登校生に対する取組。4、飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町地域循環型社会形成推進地域計画。5、福岡県央環境広域施設組合の補正予算。6、地方自治法147条、284条。7、災害への対応について質問します。

1、就学前教育について。

桂川町で建設を計画されています認定こども園の現状をお知らせください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町認定こども園の現状でございますけれども、昨日の大塚議員の御質問にもお答えしました。

現状では、認定こども園の園舎並びに園庭、そして進入口の道路、これについてのレイアウトですね、計画中でございます。それにおいては用地買収の必要がございまして、今その用地買収をするために必要な調査を行っているところでございます。

用地買収の協議が整いましたら、全体的な計画が定まり、これにおいて住民説明会等の対応を行っていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では次です。開園はいつ頃になりそうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

ただいま担当課長が申し上げましたように、今、計画の進行中で、特にこの用地買収がまだまではつきりしていない状況であります。できるだけ早くという気持ちはあるんですけども、条件が整わないと前に進めないという状況もございますので、今日の段階でははつきりとした、開園の予定日を示すのは困難だと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実は、土師保育所の調理室の空調が駄目になってまして、取り替

えが必要になってきたとか、いろいろなことが発生する。どこまで我慢してどこをしていくのかが、今後なるから、開園時期というのをある程度明確にしてもらったほうがいいなと思って質問を考えておりました。分かった範囲で教えてください。

では、次です。

町内の私立の善来寺保育園、それから、きのみの森こども園に視察したときに両園長さんが同じことを言われました。桂川町にはよくしていただいている。課題としては、保育士の採用、特に若い保育士の採用が非常に厳しいです。現在、桂川町で行っている保育所・保育士採用に関する施策について教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 私立保育園等の保育士採用並びに関係する主な施策が4点ございますので、順に御説明いたします。

まず、保育士採用を目的とした本町独自の施策が2点ございます。

1点目に、就職準備補助金として、新規に雇用する保育士の就職準備に必要な費用に対する補助を行っております。2点目に、人材確保支援補助金として、保育士を確保するために求人情報誌等に掲載した際の費用に対する補助を行っております。

次に、保育士採用に直接影響するものではないのですが、保育士業務の負担軽減を目的とした国、県の補助事業を活用した主な施策が2点ございます。

1点目に、保育体制強化事業として、保育に係る周辺業務を行う保育支援者や、園外活動の見守り、スポット支援員等の配置に係る費用に対する補助を行っております。

2点目に保育補助者雇い上げ強化事業として、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げ費に対する補助を行っております。

以上が、現在取り組んでいる保育士採用、並びに保育士業務の負担軽減を目的とした施策でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。

そういうことが、よくしていただいているという言葉につながったんだろうと思われます。小学校ではスクールサポートスタッフとかいろいろなものがありますが、同じようなことが保育園でも行われている、こども園でも行われている、保育所でも行われているということだと考えます。

実は吉隈保育所を民営化するときに、いろいろ話合いました。

文教の中で公が町で2つの保育所を持っているところがないじゃない。これは、大丈夫なのか、大丈夫じゃない予算ですね。また、町立幼稚園を持っているところなんてまずないが、なんでは

かのところはないんだ、そういうところをやめていってんだろう、民営化してるんだろうと調べたら、民営化すると国からかなり補助が出てくる、町がそれを運営するときはほぼ自分のところで出さないといけないということがわかつてきました。これは何とかしないといけないのでないかという話は、かなり論議しました。

そして、子育て課も民営化というのを動かれ、つまり町が動かれ、さらに教育委員会のほうは、桂川町の今後の幼児教育の在り方検討委員会を作られ、そして、土師保育所と桂川幼稚園をこども園にするという案が出ている。今そのラインで動いています。

保育所を民営化するときに、町長にお願いしたことは、民営化すると当初はお金がかかるかもしけんけど、その後国の補助が、民営のほうが行きますので、町の負担が減るはずです。その減った負担は就学前のそういった保育に当ててほしいとお願いしました。

そのとき町長は、そうですね、全てとは言い切れませんがその方向でやらせてくださいと言われました。実際にそういった方向が今生まれてきていると思います。そういう意味では、民営化したことは良かったのかもな、と現時点では思っておるところです。

さて、次の質問ですが、今後どのような計画をされていますか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 今後計画している施策としまして、昨年に引き続きまして、今月の28日、日曜日に合同就職説明会を予定しております。各園のブースを設置しまして、就職希望者と個別対応を行うことで雇用につなげたいと考えております。

次に、今年度設置しましたこども審議会の教育保育部会において、保育士確保施策をテーマに、現在御協議いただいているところです。部会で出されました御意見等を、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 去年から始められたのをさらに継続、そして新しい施策が出てきている、非常に大事なところだと思います。子育て施策が充実していない人は来てくれません。今後も、いろいろな施策を検討していっていただきたいし、そこを町長もてこ入れをしてください。

では、次です。

6月議会の確認になります。資料1です。

私は子育て支援課を教育委員会へと何度か言ってきました。それに対しての回答になります。子育て支援課を教育委員会部局へという質問に教育長は、就学前の保育教育と義務教育卒業までの学びの連続性、継続性をワンストップで進めていくためには、保育、教育を一つの組織内で担わせていただくことが効果的だという考えに変わりはありません。以前もこれを言われていま

した。

また、認定こども園開設に向けて、土師保育所と桂川幼稚園がしっかりと連携、協力させていくことに加え、本年3月に桂川町こども計画が策定され、本計画を実施していくためには、私自身がリーダーシップを発揮が必要だと考えますと言われました。

つまり、子育て支援課を教育委員会部局にしてすることを、むしろ、これをてこ入れしたいと言わされたと思います。井上町長もそのように対応していきたいと思いますと言われました。その考えに、町長、お変わりありませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方に変わりはありません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、その子育て支援課を教育委員会部局へという取組はどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現在の現状でございますが、教育委員会といいますか、学校教育課が中心になりますが、子育て支援課とともに、認定こども園開設に向けての協議を進めています。

具体的には、ハード面はちょっとほかの課にお任せするところになろうかというふうには思っているんですが、まずは桂川幼稚園、土師保育所が策定をしていますこども園の経営構想とか、年齢児ごとのいわゆる各クラスのカリキュラムの検討などの調整をさせていただいております。

また、子育て支援課が所管しております学童保育所の今後の検討も、協議を進めていますし、さらには桂川町こども計画の推進に向けて、項目ごとの検討も進めているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 進んでいると思います。

では、今後、この教育委員会部局へという取組はどのようにされていくんでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 認定こども園の建設と合わせながら、子育て支援課の所管替えというところも、私自身としては必要だというふうに思っておるところでございますので、そのことに向けて、町全体の中で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長、それを考えてよろしいですか。そういう取組で。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 教育委員会との協議もありますけれども、基本的にはその路線で進めていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしくお願ひいたします。

では、学校の老朽化について話します。

6月議会で、桂川小学校が建って48年、中学校が45年、桂川東小が37年ということが分かりました。一番新しい桂川東小学校37年、一番新しい桂川東小も家庭科教室の水道の問題が今回出ました。いろんな課題、老朽化が出てきます。

ということで、飯塚市、嘉麻市の様子が知りたいので質問します。

桂川町、飯塚市、嘉麻市の小学校、中学校、義務教育学校、小中一貫学校、いろいろありますがその学校数と、45年以上経っているのは何校あるのか教えていただきたいんです。

まず、桂川小学校の学校数と、その中で建設後45年以上経っている学校数を答えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 本町の学校数は、小学校2校、中学校1校の合計3校で、建設後45年以上経過しているのは、桂川小学校と中学校の2校でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 3校あって2校が45年以上。

では、飯塚市です。飯塚市の学校数と、建設後45年以上たっている学校数を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 飯塚市の学校数は小学校15校、中学校6校、小中一貫校4校の合計25校です。そのうち建設後45年以上経過しているのは、小学校13校、中学校6校の19校でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 19校が経っていると。私の感覚では、飯塚は僻地校はかなり老朽化しているのが分かっているのですが、ほかの学校は新しいんですよね、結構。と思っていたのですが、実際に学校に入ったときも新しくなったなと思い込んでいるところがあったのですが、その数は何か、どうしてなんですかね、よく分からない。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） この部分については、他市のことではありますが、詳しいことはここで述べるということは差し控えしたいと思っているのですが、飯塚市の学校におきましては、昭和56年以前に建設された学校については、ほとんどが耐震工事を行っております。

当時の飯塚市においては、その耐震工事と合わせて校内の改修工事も年次計画に基づいて行われているということを伺っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今、19校と言われましたが、耐震強化と改修を同時に行ってい
るということですね、桂川は耐震化とかあるんですか。改良とか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 桂川の話におきましては、平成20年度に桂川小学校、そして桂川中
学校及び両体育館について耐震診断を行いました。その結果、耐震性がやや弱いと診断された桂
川小学校校舎中央管理棟について、平成21年度に耐震補強工事を行いました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 耐震補強工事を行ったということですが、改修はそのときは行っ
ていないですよね。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 大規模な改修は行っておりません。

ただ、私も校長をしていましたので、桂川小学校の校長室に柱が、補強が入るので校長室の改
修は行っておりました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私多分、その後か前に勤めてますので大きく変わってなかったの
で、分かりました。いずれにしろ、飯塚もかなり多いんですが、大規模改良等は行われていると
いうことなんでしょう。

では、嘉麻市について尋ねます。

嘉麻市の学校数と、建設後45年以上たっている学校数を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 嘉麻市の学校数は小学校5校、中学校2校、義務教育学校3校
の合計10校です。そのうち、建設後45年以上経過しているのは、小学校1校、中学校1校の
合計2校でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） こういうことになります。桂川町3校中、2校が45年以上経過、
飯塚市、25校中19校。ただし、ここは改修が行われている。嘉麻市、10校中45年以上た
っているのは2校、かなり、市の僻地校も1校、熊ヶ畑とかそんなところだろうと思いますが。

井上町長、この数字を見られてどう思われますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、この建築後の年数が示されているわけですけれども、先ほど教育長
のほうで答えましたその一部として、大規模な改修とまでは言わないにしても、本町においても、
その状況に応じた一部改修といいますか、特にトイレ等については改修工事を行ってきたところ

です。

老朽化に対応するその必要性は十分感じているところですけれども、この、いわゆる近隣の飯塚市、嘉麻市との状況の違いということにつきましては、やっぱりそれぞれ自治体ごとに事情が異なるものがあります。そういう意味からしまして、数字だけをもって比較をするのはちょっと難しいなと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 数字を見て比較はできないかもわからんけど、桂川と嘉麻比べれば一目瞭然なんだけど、じゃあ、この違い、それぞれの市の状況と桂川町の状況の違いは何なんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 他所の自治体のこともありますので、あまり言えないとは思うんですけども、特に嘉麻市はすぐ近くの自治体でありますし、私も泉河内小学校おりましたので、そういう意味では非常に親近感があるわけですが、やっぱり議員も御承知のように、嘉麻市は合併、そして過疎地域という、そういう財政的な国の支援、これが非常に活用しやすい状況にあったと思います。

そういう中で10校のうちの、計算的にはちょっと合わないかもしれませんけれども、確か中学校1校、小学校2校、その3校を一つにまとめるというような箇所が確か3つぐらいあったと思います。

それだけで、かなり学校の数が少なくなる、それから古いものは全部新しくなるわけですから、そういう数字に現れてきていると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 過疎債、合併債が大きかったとは分かります。

それを見て、じゃあ桂川町もだんだんとそういう状況になっているんだけど、じゃあ、ここは周りがそう変わっているなら、自分とこだけでもさあってならなかつたんですかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この学校の関係については、いわゆる環境整備といいますか、そういうことも含めて、特に柴田議員のほうからは御指摘をずっといただいてきたという気がしております。

そういう中で、これまでにも何度も申し上げてきましたけれども、やっぱりそういう学校改築の必要性、これは、私はいつも持っております。そしてまた、その取組を進めていくいろんな諸条件といいますか、そういうものについても、ちょっと頭の痛いところもございます。

ただ、御指摘のように、ただ年数だけではなくて、やっぱり学校現場の状況、私あえて言わせ

てもらえば、特に東小学校については45年に達してはいないものの、やっぱり老朽化という面では非常に厳しいものがあるなど理解をしておるところです。

いずれにしましても、そういう学校の再編、統合も含めて取り組まなければいけない時期に来ていると、そのように理解はしています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういうこともあって、だろうと思います。

次の質問になりますが、昨年度2月14日、2025年2月14日に町長が諮問されていると思いますが、招集されたところの桂川町総合教育会議の中で、将来の教育施設の在り方について、話し合いが行われているようです。

教育委員会は、教育委員からどのような意見が出ましたか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 様々な意見が出されたものと記憶をしております。

その中で、ちょっとまとめておりますので、そこで報告をしたいと思います。

質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から、多様な学習に対応した機能的な施設で、総合型教育施設整備を進めるべきである。学校建設をするにしても、綿密な資金計画と必要な人員を集めて計画を立てるべきである。すばらしい学校があれば、町の魅力がどんどん発展していくが、現在の町の予算の関係等を考えると、どうなのか。建て替えが難しいのなら、大規模なりフォームというのも考えるべきではないか、などといった意見が出されました。

いずれにしても、現状のままでいいというふうな考え方には、教育委員さん方は持っておられません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長も貴重な御意見をいただきましたと、最後まとめられていましたが、町長は聞かれて、ここはポイントだったなとか、ここは非常に印象に残ったというところはどこですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 全体として、前向きの意見が多くたと。そのことが印象に残っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 県道があそこを通りますし、同時に学校建設とともに並行して考えいただけたらいいがなとは思っております。

では次、4に入ります。

桂川町こども計画です。今年の3月に作られた。その52ページ、4、教育環境及び青少年

健全育成の推進の中の取組に、学校施設の環境整備というのが挙げられています。

内容。施設の老朽化や少子化その他多様化する教育環境に対する課題を解決するため、学校再編を含めた教育環境の整備について検討を進めます。

資料2なんですかでも、このように書かれた理由を教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 現在の多様化した教育問題というのを解決をしていくために、子どもたちが健やかに育っていくためには、学校施設を含めた教育環境の整備が不可欠であると考えたからであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長はどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 詳しい中身については承知はしておりませんけれども、各事案については教育委員会と十分協議しながら進めていきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 教育委員さんも前向きな回答が多いし、ぜひお願いしたい。

じゃあ、その学校再編を含めた教育環境、本当にこれをどんどん進めていきたいと思うんですが、今後の取組にも入りますが、先日、「ぎゅっと」というテレビ番組がありまして、桂川小の校長先生が出られてまして、私もこの学校出ましたと。そこにまた赴任しておりますと言われました。多分、町内そんな考えの人は、おーそうか自分もだとかいろいろおんしゃったと思うんですが、実は私は前も言ったけどあの学校が新任なんです。1980年、新任で入りました。28歳でした。そして、幾つかの学校を回って最後もあそこなんです。2008年、桂川小で退職しました。同じ学校で。

新任のときは非常にいろんな設備があって、人が視察に訪れるようなところでした。退職間際のときには、視聴覚室はもう機能を停止。していないというか、必要ないんですよね、16ミリで映写とか、そんな機械は必要ない。DVDとかありますから。さらに、放送室の奥にはスタジオがあったんです。電気がついて撮影できる。実際したりしてました。しかし、そんなもん今はもう、完全に手持ちのでやれる。そこは資料置場になってました。つまり、使い勝手が悪かったです。非常に。

辞めて17年経ってます。僕はさらに使い勝手悪いと思うんですよ。何度も言つてるのは新しい酒は新しい皮袋。つまり、新しい教育には新しい学校が要る。そう思います。

以前、林さんが言われたんだけど、銀も金も玉も何せむに優れる宝子にしかめやも。銀や金や玉、これよりも大事なものは子どもである。私も町の宝を大事にしたい。ぜひとも、学校建設を

考えていただけたらと思います。

では、次に入ります。

不登校生に対しての取組です。

6月なんですが、県の退職教職員協議会の総会の中で、現職の組合の役員から学校の状況について説明がありました。その中で、不登校生が国で35万人、福岡県では1万8,000人、この5年で2.5倍に増えていると言われました。

質問です。桂川中学校の不登校生の生徒さんの数を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 中学校の不登校の生徒数は令和5年度は46名、令和6年度は35名でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 9クラスですから、1クラスに4人から5人不登校生がいるということになります。

では、小学校はどうでしょうか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 小学校の不登校の児童数は、令和5年度は25名、令和6年度は29名でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、1人か2人いるということですね。2人弱の不登校生がいるということになります。中学校は、この1年は減少、小学校は増加、これ飯塚も全く同じ状況になるのです。

では、3、全国平均、福岡県と桂川町の比較をお尋ねしたいんですが、よく1,000人当たりいくらとかいうのが出ますが、そこを比べていただいて、桂川町の実態、全国平均と福岡県平均と比べてどうなっているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 全国、福岡県の不登校数というのは、令和5年度調査までしか公表されておりませんので、令和5年度調査で答えさせていただきます。また、全国、福岡県の値は1,000人当たりの不登校数として公表されていますので、本町分も1,000人当たりに換算してお答えをいたします。

令和5年度で比較をしますと小学校において、全国が21.4人、福岡県が26.8人、に対し、桂川町は38.4人となっています。中学校においては、全国67.1人、福岡県78.9人に対し、桂川町は136.4人となっています。

これらの比較から、本町の不登校の児童生徒数は全国的にも多いとされる福岡県の数値を大きく上回っている状況であると言えます。ただし、速報値としては、令和6年度以降に関しては、全国、福岡県ともにさらに増加しているところですが、本町においては減少傾向にあるような状況となっています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） かなり厳しい実態です。そして、学校はかなりの取組が行われています。中学校、小学校、視察に行ってこの件は尋ねていますが、取組があっても限界が来ている。それでも少なくなっているからよかったです、かなりもう学校現場はこれ以上は無理です。だから、文科省もCOCOLOプランとか出しながらトータルで見ていきましょうという話を出していると思いますが、現在、どんな不登校の子どもや家庭に対して、現在どのような取組が行われていますか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 小学校におきましては、これまでと同様ですが、マンツーマン対応を綿密に行って、電話連絡、家庭訪問等の児童とのコミュニケーションづくり、さらには保護者との連携づくり、そういったところに努めています。

中学校においては、以前から設置をしていました、旧の名称でいいと適応指導教室ですが、新たに校内教育支援センターというふうに名称が変わりましたが、その担当者を、これまで学校管理職から、今年度からフリースクール事業者へと変更をして、内容の充実を図っているところあります。

この中学校においては、これまでより不登校気味の生徒が通級してくることが多くなって、生徒とのコミュニケーションが深くなり、登校へのハードルが低くなったと聞いています。

その結果として、不登校から復帰した生徒が8名と、増えてきているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なかなか厳しい中、こんな取組が行われている。

今後、こういったことに取り組みたいということはありますか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 先ほど申しました、今期の中学校の実績から不登校の多い桂川小学校にも、フリースクール事業者を担当とするような、校内教育支援センターを設置をしていきたいと思っています。

さらには、国も推奨しています、学校でまだ足が遠のいている児童生徒に対して、学校とは別組織で運営していく公的な教育支援センターを設置をしていきたいと考えています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 大きく踏み出していっていると思いますが、実際には予算等もまた必要になってくるでしょう。町長、今の方針で、私もいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直言って、私は教育的な内容については、ちょっと理解が浅いと思っています。ただ、議員も御指摘のように、今の数字を並べられると、非常に本町における実態といいますか、そういったことについては考えさせられる部分が多くあります。

今、社会の非常に大きな風潮かもしれませんけれども、この不登校、学校に行かない子どもたちに対する指導の在り方といいますか、そういうものにもかなりいろんなやり方、考え方があって、以前であれば、私も子どもの頃、以前であれば、多少嫌なことがあっても学校に行くのが当たり前という気持ちは強かったと思うんですけれども、今は子ども自身もそうですし、場合によっては家庭のほうでも必ずしもそうではないというような社会状況があると思います。

ですから、不登校と言いながら、子どもたち一人一人事情が違うわけですから、それに対応していくのは本当に大変なことだと、ちょっと改めて認識しているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そんな状況下で2023年3月でしたが、文科省は誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策としてCOCOLOプランを出したんです。

ただ、これはまだこの時点ではかなり、絵に描いた餅、まで言ったら失礼やけど、まあプランでしかなかつたけど、これがなかなか少しづつ肉付けされていったと思います。

不登校の児童生徒全ての学びを場を確保し学びたいと思ったときに学べる環境を整える。以前と違って学校を拒むのは子どもの怠けで、親のしつけでとかじゃなくて、全体の問題じゃないか、また教育内容の問題もあるんじゃないかと僕は思っています。そういうところの見直しが行われている。そうなつたらその子一人一人に先ほど町長が言われたように合うようなところが、居り場、学び場が必要だろうと思っています。

実際、そういうふうにCOCOLOプランが動き出したところだろうと思われます。あちらこちらでやっぱり厳しい問題になりますので、てこ入れをしていっていただけたらと思います。

次です。

COCOLOプランには、フリースクールについてもかなり触れられています。こことの連携が必要であると。先ほど大庭教育長もその辺、フリースクールのと言われましたが、先日直方市にもフリースクールができています。街中（まちなか）でできている、これはなかなか発想がいいなと思いました。

フリースクールの必要性、今言われた教育支援センター、校内教育支援センター、非常に大事だと思います。学校 자체をどうしても行ききれん子には教育支援センター、そうだと思いますが、

じゃあ、フリースクールというものは、必要性はどうなるのでしょうか。どう思われますか。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 全国的にも、また、本町においても不登校生の数が増加しているということは大変気になるところであるとともに、本町の実情から考えても、不登校の子どもたちの学びの場を確保するために、何らかの環境を整備することは重要だと思っております。

その一つの学びの場としてのフリースクールですが、従来の学校教育とは異なるアプローチで学びを提供する教育機関であるということは認識をしています。

このことからフリースクールということの必要性は十分に認識をしていますが、まずは本町の状況から考えると、先ほど答弁をしましたように、校内教育支援センターの充実、さらに小学校への増設、そして学校とは別組織の町立の教育支援センターの設置が望まれているのではないかと思って、それに向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そこから始めていきましょう。よろしくお願ひします。

井上町長、いつになるのかな、一月ぐらい前でしょうか、不登校の子どもを持つ親御さんが、子育て支援課を訪ねてこられます。不登校の子どもだけではない、その親が非常に、保護者が悩んでいます。そういうたとえを含めたところの施策は必要だと思いますので、よろしく御検討ください。

では、4に入ります。

環境省のホームページに、飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町地域循環型社会形成推進地域計画が上がっています。この地域循環型社会形成推進地域計画をつくったのはどこですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 主たるは福岡県環境広域施設組合になります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） この表紙には飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町福岡県央環境広域施設組合とありますが、じゃ、2市2町は全く関係なく、県央がつくったということですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 主たるは県央になりますけれども、議員おっしゃいました2市2町、そちらのほうも一緒にと言いますか、絡んで策定をされております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長、それでよろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと事務的な内容までは、ちょっと承知しておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） この計画書の作成年月日、いつですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、令和4年の11月21日に作成となつております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 資料3です。この計画書の6、7ページ目から抜粋しています。

実は、課長は4月から担当課になられているので、この状況は御存じないはずなんです。

町長、この計画を出てくる段階で知られている可能性があるとしたら、副組合長の町長と、県央の議員である林さんと下川さん、しか知らないはずなんです。だからちょっと課長には申し訳ないんですけども、質問していきますので、ここに3、施設の内容、1、発生抑制、再使用の推進、ごみ関係とあります。資料6、7ページということで提出しています。

具体的に10の施策は書かれています。非常に大事な施策なんです。

ですから、町の皆さんにも知ってほしい。一つ一つ見ていきたいんですが、ちょっと課長さんに御迷惑をかけますが読み上げてください。そして、その施策の実施状況、そこまで教えてください。

町長は、この県央にずっと関わられてますから、そこはこんな付け加えがあるよと言われるときは順次、そこで言ってください。

まず、有料化についてお願いします。施策とその状況。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、有料化でございますが、構成市町では有料指定袋を導入しており、今後整備する新たなごみ処理施設に直接持ち込まれる際のごみ処理手数料や、有料指定袋等の料金の在り方について、他都市の動向等を調査・検討を行いますというふうになっております。

状況としましては、まず料金の在り方の前の段階というところで、現在はごみの出し方についての協議のほうを、2市2町と県央のほうで行っておりますので、この料金の在り方というところまでは進んでおりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長、そういうことでよろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 申し訳ありませんが、ちょっと承知はしておりません。

ただ、こういう形で今後協議を行っていくというその考え方は示されていると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 出たの3年前なんですよ。2022年、その間にほとんど進んでいないということになります。

では、2番です。ごみの減量化の普及啓発。お願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） ごみの減量化の普及啓発についてございます。

ごみの分別徹底や、減量化に対する住民や、事業者の意識向上を図るため構成市町で行っているごみの減量化、再利用等の促進に関する啓発活動等の継続、広報紙やホームページ等を活用した積極的な情報発信を行い、さらなるごみの減量化への普及啓発を図りますというふうになっております。

ごみの減量化につきましては、昨日の大塚議員のほうの御質問と重なるかと思いますが、リサイクル活動団体への補助、生ごみ処理機、処理容器、それから電動生ごみ処理機の購入補助、それからリサイクルボックスによる拠点回収の取組を行っております。

具体的な啓発としましては、先ほどの生ごみ処理容器、コンポスト、そちらと電動生ごみ処理機の助成について、回覧板等で購入のお知らせを行っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長、付け加えとかいいですか。

だったら、もう今後は一々言いませんので、あつたら言ってくださいね。

嘉麻市では、乾燥式の処理機が補助を出しているようです。生ごみを。今見たら大体30cmぐらいの立方体、縦横3、高さ。乾燥式だから匂いがあまり発生しないそうです。ということは、アパートでもできるということになるので、確かに有効な施策だなとは思いました。

まだホームページからしか見ていないので、直接確認していないんですけど、そういったことも、嘉麻だけでなく桂川、飯塚で行っていたらごみの量が減るんですよね。つまり、そうやって減らしたり、小さくする過程で生ごみを、さらには分別していく、そうすれば大きなごみ焼き場は要らないんですよ。コンパクトになります。莫大なお金もかからない。

次、3いきます。

レジ袋の削減、過剰包装の抑制、お願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、構成市町では住民向けにレジ袋の削減のためのマイバック持参運動の普及啓発や、事業者向けに過剰包装を抑制する取組に関する周知、啓発を行います。

具体的な取組としましては、これは何年か前になるんですが、二十歳の集いの際の記念品とし

てマイバックを渡したことがございます。あとは、王塚古墳のグッズとしてマイバックのほうを1個600円になりますけども、販売をさせていただいております。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 取組はしてない割には、結構皆さん持っているというのは間違いないと思います。

ちなみに、王塚古墳は高すぎます。前も言ったように、総合高校と相談してもっとうまくやつていけんのかなと思ってます。大事なことです。いわゆるリデュース、要らないものはもう受け取らない、防ぐという3Rの一つにつながると思います。

では、4、ごみの減量化に向けた3切り運動。お願ひします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては、構成市町と連携し、住民や事業者の日常生活における食材の適量使用、食べ残し及び賞味期限の食品の廃棄を減らすことが、ごみの削減に効果的であることから、本組合と構成市町が連携し、食材の使い切り、食べ切り、水切りの3切り運動の取組を積極的に推進し、ごみの減量化を進めます。

具体的な取組としましては、これは、各住民の方がおのれの3切り運動を行っていらっしゃるのではないかというの認識しております。ただ町のほうで具体的な取組というのは現在行われておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） また後で、その件については触れます。

では、次ですが、ごみの減量化に、これごめんなさい今終わったところでした。

とにかく大塚さんも言われたように、生ごみの水が勝負になります。ここをいかに防ぐかですので、生ごみ処理機等そういうこともありますよ、こんな手立てがありますよということは伝えていくしかないのかなと思っております。

では、5、ごみ分別の区分・品目の周知徹底。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきまして、構成市町と連携し、住民や事業者へ適切なごみの出し方や、分別について重点的な啓発に努めるとともに、管外からの転入者にもごみの出し方や分別について、啓発強化に取り組みます。

具体的な取組としましては、ごみの分別については、ホームページや公式LINEに掲載し、啓発を行っております。

転入された方につきましては、家庭ごみの分け方・出し方の冊子、それからごみ出しカレン

ダーを渡し、その際に御説明し、啓発に努めているところです。

近年外国人の方の転入も増えていますので、これはごみカレンダー、まずごみカレンダーにつきまして、英語表記のものを作成し、来られた際にはお渡しをして周知に努めているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） なるほど、大切ですね。

桂川町、外国の方は、どこの国からかというのは大体何人おるというのは分かってますので、ベトナムの方は多かったような気がしますので、そういったところもちょっと配慮されたらいいのかなと思います。提起しておきます。

非常に啓発、大事です。

桂川町って、じゃあ、ごみどれだけ出してるんですか、結構出してるんですよね。これやっぱり啓発の問題になってくると思いますので、よろしくお願ひしたい。

だから、そういう意味ではごみ焼き、ごみ焼却場を造るということがこの啓発につながっていけばよかったんです。私たちのごみを出す意識改革につながるようなごみ焼き場、焼却場、施設を造っていく、これが弱いなと改めて思いました。

6、環境教育の充実、お願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきまして、本組合と構成市町が連携し、循環型社会形成に向けたごみの減量化やリサイクルに関する住民や事業者の意識醸成を促すとともに、関係情報の積極的な発信等に取り組み、住民や事業者に環境問題の関心を高めてもらうように推進します。

取組としましては、昨日の大塚議員の御質問と重複しますけども、まだ住民全体ではございませんけども、今年度の取組として社会教育課が行っていますことぶき大学の教育講座で、いわゆるキエーロのことのテーマについて講義を行う予定にしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） すごいこと、実は書いてあって、循環型社会形成に向けたごみ減量化やリサイクルに関する意識醸成、ここがきっちりできとけば、しつこい話ですが大型ごみ焼き場要りませんよね。できてない、3年前の計画ですよ、これ。飯塚市、嘉麻市、桂川町、県央が作ったものです。

7、ごみ処理施設の見学・ごみ処理。お願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 構成市町と連携し、住民団体や学校等のごみ処理施設の見学会

を積極的に開催し、ごみの減量化と資源化の促進に向けた意識の醸成を取り組みます。

こちらにつきまして、桂川町にある桂苑につきましては、施設見学を行うということが難しい状況でございます。1か所、飯塚のほうのクリーンセンター、ございますけども場所的にちょっと離れた場所になっておりますので、見学会等は行えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員、ここで暫時休憩します。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。次は11時10分から。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 7、ごみ処理場の見学・ごみ処理まで行ったと思います。読んでいただきました。このことは割と大事だなと実は思ってまして、小学校の3年か4年でいろいろなところを学ぶ機会があるんですよ、こういった施設を。水道とか、そんな中に本当に入れてもらつたらいいのになと改めて思いました。

実は大木町に循環センターくるるんというのがあります。ここに文教厚生委員会で行きました。ここはですね、ごみを焼くんじゃなくて徹底して分別、そしてそれを資源として活用していました。循環型のまちづくりと言わっていました。生ごみやし尿も集めて発酵させて、有機肥料として使ってありました。そこで言われたのは、子どもたちがここで勉強したら家に帰って、徹底してごみの分別をし始めます。そうだろうなと思います。

桂川小も、桂川の子どもたちも子どものときにそれを学んで、先ほど言わされた成人式のときにエコバッグとか渡されたら、わっと思い出してもらつたらいいのになとか思いました。

では、次に入りましょう。8です。リユースの推進。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちら、構成市町と連携し、使用された家具や衣類等の再使用、リユースやリサイクル製品の購入の啓発活動を住民や事業者に向けて積極的に取り組みます。

具体的な取組としては、リサイクルボックスでの衣類の回収というのは、現在も行っておりますが、リサイクル製品の購入の啓発というのは、現在行えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今、リユース、リサイクルが出たし、前にはリデュースが出て、いわゆる3Rが出てきます。

実はですね、佐賀の焼却施設を視察したときに、家具とか、使った家具、衣類、自転車などが安い値段で販売されていました。だから、焼却場で集めて、そこで使えるものがそんなふうに活用されているのを見ました。

なお、7月30日、大任町のごみ処理場に行きました。ここは、3Rじゃないで、5R、5つRが書かれていました。時代はそこまで行っている。

では、9です。拠点回収の推進をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 構成市町で実施している蛍光管、乾電池、食用廃油、古紙等の拠点回収を継続するとともに、新たな回収品目の追加等も検討し、拠点回収の体制充実を図ります。

こちらについては、リサイクルボックスにつきましては、役場や公共施設や各行政区に設置をして推進をしているところです。回収量としては年々少しづつですが増えている状況でございます。

今回、リチウムイオン電池の回収について、これまで家電量販店などで行っておりましたけれども、ごみ収集車やごみ処理施設の発火事故というものが全国的に増えておりますので、これは9月の広報紙も載せておるんですけども、保険環境窓口の回収も始めているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 長崎市で電池を集める、いろいろな生ごみ、瓶、缶とか同様に電池という小さいのを置いてありました。各地いろんな取組が行われています。やっぱりこういうのを増やしていくば、要らないものが減る、そしてそれは再利用できるものは次に使える。

では、次に行きたいと思います。

10、行政で処理できないものの周知、最後です。お願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） まず、（1）特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）家電リサイクル法に基づく再商品化の推進について特定家庭用機器再生商品化法に適応される家電製品、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の引取り、引取りは販売業者または家電リサイクル協力店が実施するため、適正な処理及び資源の有効利用が実施されるように適切な啓発に取り組みます。（2）家庭用パソコンリサイクル資源の有効利用促進に関する法律に基づき、家庭から廃棄されるパソコンについては、リサイクル制度等を活用した処理が行われるよう、適切な処理方法等に関する啓発に取り組みます。

具体的な取組としましては、家庭ごみの分け方・出し方の冊子の8ページから9ページにこの

内容について、掲載をしております。冊子につきましてはホームページのほうにもこれをアップさせていただいております。

直接、役場の窓口とか、電話等でのお問合せがあった際にこういった冊子のほうを御案内をして、適切な処理の方法について説明をしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） どこ、何、どういうふうに仕分けしていったら分からんときは、町のホームページに入って尋ねれば、答えが出てくるというシステムもありますので、そういうのも宣伝しながら使っていけばいいんかなと思います。

井上町長、お尋ねします。今、3年前のこの出た分なんですけれども、この推進状況、進行状況についてどう思われましたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この計画書につきましては、基本的な方針が示されているものと理解します。その基本的な方針に沿って、順次、取り組めるところから取り組んでいる状況があると思っています。これからいわゆる新しいごみ処理施設の建設という大前提があるわけですが、こういったものに向けて、こういう計画の取組をさらに充実させていく、そのためには、関係市長、組合の連携が必要であると。そのように思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 取り組んでいるけど、遅れていると思うんですが、そこは予定どおり進んでいるんですか。これは。もう、造る前に終わっておかないといけないと思いますけど、どうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申し上げましたように、この取組の一つ一つはですね、ここまでしたら終わりというようなものではないと思っています。

今、状況が変わっていきますので、これに応じて、やっぱり啓発活動も含めて、継続して取り組んでいく必要があると思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 十分にできていると判断されているんですか。それとも、取組が弱いとお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これも先ほど申し上げましたように、順次できるところから取り組んでいるわけですから、今が100%ということではございません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何%ぐらいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直、数字で表すのは難しいかと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 多分、町の皆さんも聞かれていて、全然できてないやんって言わ
れているのが多いと思います。できていることもあります。

トータルで見たらできていない、知らなかつた、そんな話は、と言われる方も多いんじゃない
でしょうか。

では、今後の取組に入ります。

実は、飯塚市の市議会議員が、飯塚市は家庭系ごみ、家庭から出す量が県平均よりも多いと言
われたんです。え、と思いまして、桂川、嘉麻、もっと悪いようなんです。

で、環境省のデータ調べました。すると、家庭から出すごみです。1日に1人当たりが出すご
みです。全国平均475g、県平均494g、飯塚市668g、ところが桂川はそれより悪い
696g、嘉麻市は761g、これはワースト10に入っています。

何が言いたいか。先ほどの計画をきっちりやっておけば、これは減ったはずです。

少なくとも、県の494gまでに下げ切ったら、大体70%になります。計算したら。これは
家庭系ごみです。別に事業から出るごみもあります。ただ、家庭系のほうがはるかに多い。ここ
をある程度ネグってしまえば、ここを減らせば、そのためには、この施策をきっちりやつていれ
ば、70%でよかったです。

1日220tの大型ごみ焼き場を造りよるんですけど、これがある程度やるだけでも、県のほ
うの意識、ここまで持つていけば70%減ります。ということは220の0.7ですから、
154tでいいんです。そこまで考えられてましたか。してないですよね、だからあんな大型ご
み焼き場ができるんです、まだできていません。

私は、こんな状況、恥ずかしいです。少しでもごみは削減していきます。大型ごみ焼き場を造
る前にそこの意識、私たちはごみ焼き場、ごみの量を減れば焼却所も小さくなるさらに資源も増
えるということです。いろんな分別して資源が作れます。

環境省に提出した10の施策です。今すぐ取り組んでほしいんです。

井上町長、県央にも働きかけて、この計画、かなり遅れてると思いますので、早急にするよう
に提言していただけますでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 機会を見つけて提言したいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君）　出られている議員の皆さんも、お二人もお願ひします。実はですね、だから、僕はくれぐれも思っているのは、私は、常に言ってきた大型ごみ焼き場を造るだけなら反対です。分別、削減、資源として、次に使っていく資源再生センターとしてなら、大賛成です。将来に胸を張れるものを造りましょう。

現在、今できるのは、私のイメージはどうしても大型ごみ焼き場。とすれば、二、三十年後ですよ。全く同じ問題が出るんですよ。老朽化して。それまでに意識改革を今回しとったら、次の二、三十年後はもっと違った在り方が。そこができていません。

しましょう、住民の皆さんと話し合って、一緒に取り組んでいく、大事な機会だったんです。今からでも僕は遅くないと思っています。一旦ストップして、みんなで考えを出し合って、どうしていくかということを考えていく、ぎりぎりのとこだと思っています。ぜひとも、そういうところの考えもつくってください。とにかくいけいけどんでは怖い。大事になると思っています。

では次、5に入ります。

昨日、大塚さんが提起されたのですが、県の適正価格の5倍で用地買収という件です。新聞の話でしょ言われてるけど、新聞の話じゃないんですよ。中身としては、県が当初算定した適正価格の5倍を支払ったと。あるところの土地を買い受けるとき。

これが新聞に出まして、この発覚を受けて、県は2020から2024年度5年間に同様な事例がなかったか調査しました。12月の県議会で服部知事は、その5年に価格をめぐって造成費用などを加算する特殊な算定が、63筆で行われていたと確認された。今後検証を進める方針であると言われているのです。

ちょっと心配になっているのです。

問われているのは県の職員なんです。九郎丸の土地の購入に関して、私は九郎丸の人間なんです。さらに生産森林組合のメンバーです。ただ、一切私には話はきていません。One of themです。が、県央が九郎丸の土地を購入するときの予算、これは5倍とかじゃないですね、もっと大きかったですよね。県央の議会で10倍近い値が出ていたような記憶はあるのですが、今後問題になるんじゃないかなと心配しているのです。

それで質問です。九郎丸生産森林組合の土地の購入の計画を進めたのは、桂川町なんですか、県央なんですか、それとも両者なんですか。お答えください。

○議長（林 英明君）　井上町長。

○町長（井上 利一君）　町としてはタッチしておりません。

○議長（林 英明君）　柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君）　町としては。町長も入っていませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私も入っていません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 県央の副組合長としては入られているんじゃないですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私も入っていません。いわゆる最初の段階で九郎丸区に相談といいますか、お願ひといいますか、そういう意味で、この建設についての理解を求める、その会場には出ました。

しかし、その後一切の、いわゆるこの用地買収といいますか、それに関わる会議等には出ておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 問題は県央になってくるということでしょう。

では、次、6、行きます。

実は、何回もこれ、しつこく引っ張っているところなんですが、分からんからです。

町長が県央に関する質問はできません、答えられませんって言われました。どうも何回聞いても分からんで、その根拠は何ですかと尋ねましたら、地方自治法147条と284条ですと言わされました。

では、お尋ねします。

地方自治法147条、どんな条文なんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 地方自治法の147条は長というのは、長ですね、町ではなくて長です。町の統括代表権について記されたものです。

内容としましては、普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括し、これを代表するとあります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 読んだらそのとおりですが、意味するところは書いてあるとおりですよね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この条文の意味するところということですけれども、この中に統括という言葉が入っております。統括の意味合いとしましては、地方公共団体の事務全般について、総合的統一を確保する権限、これを有するということです。

もう一つ、この統括の今度は対象になる団体というのが当該団体と明記しております。いわゆ

る当該団体のみを統括する権限があるわけで、このことは、裏を返せば他の独立した執行機関、そういったものには一切権限が及ばないということを示しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 後で言われたことは何も書いてないですよ。最初言わされたことだけですよね。

では、284条、どのような条文ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 地方自治法284条は、組合の種類及び設置について記したものです。

第1項は地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とするとあります。

第2項では普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入する者にあっては総務大臣、その他の者にあっては都道府県知事の許可を得て一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合の地方公共団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は一部事務組合の成立と同時に消滅するとあります。

つまり、権限が普通地方公共団体から一部事務組合に移譲するということを規定しております。

第3項は広域連合に関するもの、第4項は国との協議に関するものが示されているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何度読んでも、何度読んでも県央に関しての質問は町議会でできないよ、その県央というのは桂川町がそこに入っているんですよね、金も出しているんですよね、それなのに町議会では質問できないというのは、これどこに書いてあるんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どう言いますか、個別に書いてあるわけではありません。

要するに、法律が示している精神と言いますか、目的と言いますか、そういったものから解釈ができていると思っております。

いわゆる、先ほども言いますように当該団体、そうですね、分かりやすく言えば桂川町とします。桂川町の町長である私には、桂川町に関する一般事務、これについては統括権があります。あくまでも、その当該団体に関する一般事務です。

県央の組合は284条で言いますように、いわゆる主体性を持った一つの組織であります。ですから、桂川町とはつながりはありますけれども、いわゆるお金を出しているとか、出していないとかそういうことではなくて、一つの組織、団体としてそれぞれ主体的に、主体性を持っていくということで、本町の会議規則ですか、そういったことにつきましても本町の議会、この議会の中で一般質問の対象になるのは桂川町の事務に関する事項です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それは町長の解釈であって、この中からそこの、ここを解釈、そういうですよというのが欲しいんですよ。何回も読みましたが分からぬ。どこですか、具体的に。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ここは、早くいえばもうちょっと法律家の世界なんですね、ですから、なかなか読み取ることが難しいことは、私自身もなかなか読み取れない部分がありました。

ただ、これのいわゆる、例えば地方自治法なら地方自治法に関する、どう言いますかね、解説書と言いますか、そういった本はいくつもあるわけですけども、その中でやっぱりこの条文に関する解説文が載っています。その中にはそのように記載がしてあります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） これはある考え方であって、要するに嘉麻市からいただいたあの分でしょう。だから、確固たる法律が何かなと言ったけど、分からぬので困っているわけです。ちょっとここはまた次回にします。よく分からぬです。私には。私、そんなに文章読み取り能力はあると思ってたんですが、残念ですが分かりません。

では、次回に持ち越します。

7に行きます。災害への対応です。

まず、昨今異常気象が続いている。異常が日常やねっていうぐらいです。そのときに、災害が予想されると各自治体では避難場所を用意したり、避難指示を出したりされています。

お尋ねします。桂川町では避難指示を町の皆さんにお伝えする手段として、どんなものがありますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 本町の災害による避難指示の伝達は、防災無線、町のホームページ、県の防災メール・まもるくん、町の公式LINE、町のdボタンを活用し行っています。

また、甚大な災害発生が予想され、住民に緊急に避難を呼びかける必要がある際には、携帯電話会社が国や自治体、気象庁などの災害や緊急事態に関する重要情報を特定の地域にいる方へ一斉に配信する、緊急速報メール、通称エリアメールを活用しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そういった指示、町としての指示などを決めるのは、誰がどのように決めているんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 避難指示は職員が一人で判断し、出すものではなく、国や県、気象庁等の複数の客観的なデータを集め、担当部署である総務課の複数の職員で確認、検討いたしま

す。

その上で、町民の安全を優先するため、町長に進言し、最終的に災害対策基本法第60条に基づき、町長が発令するという流れになっております。このように複数のデータと、複数の目によるチェックを経て、恣意的ではなく、客観的組織的に避難指示を発令しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 非常に難しいだろうなと思います。早すぎるとなしかって言われる、遅かったら大問題になる、せめぎ合いがはっていると思っています。今後、今の課題としてはどんなのがありますか。現時点での課題。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 避難指示の発令の難しさは、いつ出すのか、どう伝えるかにあると考えております。刻々と変化していく気象状況の中で、住民の安全を確保するために、先ほど議員もおっしゃったとおり、早からず、遅からずの適切なタイミングで、いかに住民に伝わりやすく避難指示を出していくかが課題と認識しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今後具体的な取組、こんなにしていきたいとかいうことはありますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほど答弁しました課題を踏まえつつ、気象台や県等の関係機関との情報連携、共有を一層強化し、発令のタイミングの精度を高めるとともに、住民の皆様へ分かりやすい周知に努め、住民の安全が確保できる体制づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひよろしくお願ひします。命がかかっていますので。あとは広報にこういうのありますよとか、なかなかトータルで1回きちっと載せられたかもしれないけれども、もう一度してもらつたらいいと思います。これだけ災害が多くなるとですね、よろしくお願ひいたします。

以上、柴田終わります。

○議長（林 英明君） 次、9番、原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは通告書に従って一般質問を行います。

まず、鳥獣被害対策ということで①としまして、国庫農林水産物鳥獣被害対策についてということで、まず①として侵入防止柵の整備や箱わなの導入などの支援の内容についてということで、横山課長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 農林水産物鳥獣被害防止対策費は、鳥獣による農林水産物の被害を軽減、防止するために、国から自治体などに補助金が交付されるものになります。

この補助金を活用するために、桂川町は飯塚市、嘉麻市と共同で嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を設置し、この協議会を通じて侵入防止柵の整備や箱わなの導入を実施しております。

なお、補助額については、取組内容により補助額の定額、もしくは2分の1の補助となります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、この中で初めて聞く中身として、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会という文言が今、課長のほうから報告がありました。これは県ということですか、それとも、何らかの形でこういう協議会ができていて、そこに補助金が出て、いろんな施策、町と一緒にするという、分かればそこをちょっとお願ひしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） この嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会ですが、飯塚市、嘉麻市、桂川町、2市1町の私たち、鳥獣担当部署、並びに鳥獣関係の獵師さんで組織している団体、協議会になります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ということは、県自体がつくっているということではないで、市町村でつくってあるという考え方でいいんですよね。

いや、なぜかというと、後から出てくるんですけど、いろんな鳥獣対策に費用がりますけど、町の単独で出よう分もあるじゃないですか。それと、県も出よう分ね、別途、例えば7,000円出したりとか、うちで言うたら1万円、そうした中でここにもこういう施策が載っているからですね、ちょっとわからなかつたからお聞きしました。

それでは、ちょっと対策の内容についてということでお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） この対策費の主な内容としましては、侵入防止柵の整備や、箱わなの導入への補助のほかに、緊急捕獲活動に係る経費の支援や鹿の集中捕獲を行う特別対策事業の支援、ICT技術を活用した箱わな監視システムの導入などの事業があります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、この中で箱わなというような形の中で、ICTということでですね、これはどういうことですかね。箱わながあるじゃないですか、そこに例えば何かかかったと、分からないと、そこにその通知が、結局そのかけた人に通知が、通知じゃないか、何かデータが入ってくると。こうした意味合いでですかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 箱わな監視システムですが、箱わなに発信機を取り付けまして、受信機を本人さん、猟師さんがお持ちになって、捕獲、箱わなの中に例えばイノシシ等が入った場合は、それを感知しまして猟師さんのほうに、受信機のほうに発信される、そういうシステムもございますし、あとカメラ的なものですね、カメラ的なものを設置するといった内容のものもございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そしたら、このＩＣＴを使った箱わななんかあるじゃないですか。私がちょいちょい、あんまり見たことはもうあの、わなをかけてある様子なんか見たときに、もうそういうものはないような感じがするんですね。

この話を私、実は7月8日に県の農林水産部会学習会というのが、年に1回あったんですね、そこに参加させていただいているレクチャーを受けたわけなんですけれども、ここら辺で、例えばそういう方が、そういう関わってある人たちは楽ですよね。一回一回見に行かなくていいわけでしょ。これの例えば嘉飯桂と、まあそういう形に大体なるだろうと思うんですけど、何台ぐらいあるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） すみません、正確な台数は把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 実はこれですね、県でも私、質問したんですよ。ほとんどモデル的に、ただ、嘉飯桂あたりが2台か3台入っても、飯塚市あたりが大体使えるような感じで、桂川町あたりにはなかなか、今まで皆さんどうでしょうかね、産業振興課におられた方もそういうデータ、だからこういう箱わななんかかけたら大変なんですよと、苦労するんですよなんて方、毎日見に行かないといけないというようなですね、方々からもですね、実は受けました。

ここで、今課長のほうから、私は2点ほど情報の中で、桂川町がしてるんじゃないだろうかなという、2点、大体ですね2、4、6個ぐらいあるんですよ。野生鳥獣ペットフード利活用推進費とかね、ＩＣＴフル活用型鳥獣捕獲強化対策費、これはどういうことかというと、この部分は野生鳥獣の出没地を分析するんですね、分析というより予想するために広域的な、可視化するシステムを通じ、システムの連携可能なＩＣＴ機能、同じようなものだと思うので、そういう、非常に県あたりは高度な農業者タッグを売ってるんです。

ところが、残念ながらこれはもう桂川町だけじゃないで、これで対応するだけの、町自体の財政的なものとか、それとか人材、こうしたものはどうしてもこれはもう仕方ないだろうと思いま

すけど、私は実はこれたくさんあるけど、非常に難しいじゃないですかと、いうような質問事項を出したところでもありました。

それでは、次に県端のここでは文書的な県も言うと鳥獣対策で有害鳥獣とかですね表現の仕方はところによって変わってくるんですけども、有害鳥獣広域捕獲対策費と。で①でですね、広域捕獲計画に基づき市町村が実施する一斉捕獲など、広域的な有害鳥獣捕獲経費の助成の内容というような形でですね、説明を受けたんですね、この内容について産振課ではどのような受け方されてありますでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 広域捕獲計画とは、鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止に関する基本的な方針を定めたもので、桂川町は飯塚市、嘉麻市とともに、嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画を令和5年度に策定いたしました。

この中の取組の一つで、効率的な捕獲を目的として、飯塚市や嘉麻市と同時期に一斉捕獲を実施しており、この取組に係る経費が県から助成されています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） そうですね、その内容だろうと思います。県のほうでも大体そんなふうに言われていたんですね、この一斉捕獲、例えば飯塚市さん、嘉麻市さん、桂川町と一緒にやりましょうということで、たくさんこれを一斉に入るのは分かるんですが、これはそこまで行くためにはいろんな会議があって産振課としていつ頃しましょうとかいろんな話があると思うんですけども、これは何回ぐらい、桂川町の場合は、もういろんな形の中年間フリーで後から出てくると思うんですけどね、フリーだということですね、二つの方法あるんですけども、この一斉で入るというのは何回ぐらい入られているんですかね。

分からなかつたらいいですよ、別にそこが表立ったところ、もうたくさん入れるわけじゃないと思いますんで。年間5回ぐらい入ってますよとかあれば、お聞きしたい。もうこれは、私、課長のほうに先に言ってなかつたんで、それは大丈夫です。

それでは、これに対する対策の内容についてということで、質問状のほうに出してましたので、これをひとつお願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 先ほど御説明いたしました一斉捕獲のほかに、犬を使っての追い払い活動や、捕獲期間外の11月から翌年3月末まで鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、第9条に基づく捕獲パトロール活動を行う鳥獣被害対策実施体に係るものなどがございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。ここでちょっと質問したいことがあるんですが、後ほどこれに関わる分があると思いますので、一緒にさせていただきたいと思います。

それでは、3番目として、この桂川町の獣友会の現状についてということで、本当に努力されているのを、私はいろんな形の中で今まで見てきました。消防団を中心にこういう町に協力していただいて、個人的にも協力していただけるだろうはあると思うんですが、この今の現状について、課長の知り得る範囲で教えていただければありがたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 現在20代から80代までの12名の方が活動を行っていますが、その中でも60代から70代の方が中心で、捕獲を行っている状況です。若い方が少ないため、後継者の確保、育成が課題と考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今は12名の方が活動と今言われましたけれども、活動の中身が、登録の中身と、実際に動いていますよと、これを捉え方、これも実は福岡県で私ちょっと質問したんですね、福岡県でどのくらいの活動がありますかということでお聞きしたんですよ。やっぱり全体で約3,000人登録されてますよというお話をいただきました。そこで3,000人だったら結構皆さん頑張ってありますねということで、これが部長クラスとの話になってですね、いろいろ中身見つめたら、いや、実際活動している人は分からないと。各町村に例えば獣友会に入ってあるとかそれから箱わなのあるいは入ってあるとか何名ですかということで各課長のところでデータを求められるわけですね。県もですね、県政に対する報告の中身もありますので、できるだけ数が多いがいいんですよ。数が多いからできるだけ上げてくれと。これは私の推測も入りますけどね、そこで3,000人という報告を受けました。

桂川町で活動が12人で十分にできているのであれば、あれだろうと思うんですけども現実的に厳しい状態じゃないかなというのは、私認識しているんですが、課長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 先ほど説明いたしました12名の方が活動はされておられます、実際若い方は仕事をやりながらの活動ということになりますのでなかなか若い方が、平日作業を行うというのは難しい状況がございます。

したがいまして、どうしても今、中心になっているのが60代から70代の方が中心となっているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それではですね、これいろいろお聞きしているのはですね、議会

のほうでもそうですし、職員の皆さんにもこれ聞いていただきたいのは、こういう状況にあるということがメインなんですね。これによって、例えば農家を守るためにね、どういうことを桂川町として災害震災もそうですよ、町の施策やらなければならぬかというのを、ちょっと途中で言って申し訳ないと本当のメインなんですね、ただこの状況が分からぬと分からぬと思いますので、ちょっといろんな形で、詳しくお聞きをしているところでもあります。

この狩猟の方法、銃と、箱わな式とかあると思います。ここについてちょっとですね、まず、銃の登録および使用期間という形ですね、説明をいただければありがたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 有害鳥獣の捕獲については、法で定められた方法により、決められた期間内に鳥獣を捕獲する狩猟と、鳥獣による農林水産業への被害など、特定の目的のため、許可を受け捕獲する、許可捕獲の2つの種類があります。

初めに狩猟は、狩猟免許を取得した上で、県に狩猟者登録の手続を行い、狩猟ができる区域や期間、猟法など、法令で定められた制限を守り、捕獲する方法で、狩猟免許には、銃を使用し獵を行う銃猟免許免許や、わなを使用し獵を行うわな猟免許などがあり、この中の銃猟免許を取得し、県の銃猟者登録を行った者が銃を使用することができます。なお、狩猟者登録を行う際に、使用する銃の登録も行います。

次に、許可捕獲は、鳥獣による農産物への被害など、特定の目的のために捕獲を行うもので、県から町に権限が移譲されているため、町へ申請した後、町長が許可を行うことになります。

このうち、銃を使用することができる許可条件としては、前年度を含み、継続して過去2年以上、狩猟者登録を受けていることとなります。

次に、銃の使用期間ですが、狩猟の場合は、鳥獣保護管理法施行規則により、11月15日から翌年2月15日までと定められており、許可捕獲の場合は、許可された期間となります。桂川町では、4月1日から翌年3月31日までとなります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ここでですね、今、課長のほうから、2つの期間と言っておかしいんですけども、国が定めた期間と、町が委託を受けて定めた期間があるということですね。

この中で、例えば、こういう有害鳥獣等が少なければ、今、ある程度、動物のみを排除しなければならないというような、大きな潮流がありますよね。ありますね。だから、それでいいと思うんですけども、桂川町であえて、今、課長が言われました4月1日に、もう1年間フルシーズンと。ということで、これは桂川町長が許可、やりなさいということですよね。ということは、被害がそれだけ多いと、逆言えば、という理解に立ちたいと思うんですけども、鳥獣保護管理法基礎、今、ネットで見てみたら、これが国とか県あたりが出しているので、それには制限しま

すよと。だから、普通どおり言っておけば、制限内でやってくださいと。でも、特に、特にといふか、厳しい地域、どうしても農村で被害が多いと。ところに関しては、フルシーズンでやってもいいですよと。そういう理解でいいんですかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 狩猟の場合でありますが、狩猟と許可捕獲の2つの種類がございまして、許可捕獲の場合は、あくまでも農産物等の被害に対する許可という形になります。狩猟と許可捕獲の目的がちょっと違っているところがございます。

議員が今、申されますように、桂川町では農作物の被害が多い状況にございますので、4月1日から1年間、農産物の被害を防ぐために、許可を行っている状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員、暫時休憩しましょう。

○議員（9番 原中 政廣君） わなの使用期間までさせてください。

○議長（林 英明君） どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） これまでしたら、ちょうど次から入りやすいと思いますので、よければ、すいませんね、わがまま言って。わなの使用期間等について、これについて、内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） わなの使用期間につきましても、銃の使用期間と同じで、狩猟による場合は、11月15日から翌年2月15日まで、許可捕獲による場合は、4月1日から翌年3月31日までとなります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 午前中の時間が、もう、十分過ぎたのでやめますけれども、ということは、許可捕獲の場合は、あくまでも町が主体的に、結局そういうところを認識しながら、捕獲しないと、いろんな方、農家とか、今、農家だけではなく家庭菜園とか、いろんなところに、影響が出てきて、私のところにもたまたま、これ、あといろんな農業委員会の方々とか、いろんなところから、大変よというようなお話を受け取りますので、これ、今、課長のほうから内容を受けましたので、次、午後からは、お昼からさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。次回は、1時から開始します。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、わなの使用期間等についてということで横山課長から説明を受けたということで、このわなについても銃と一緒に許可捕獲、桂川町は4月1日から3月31日までということで、銃とわなで対応しておるということの理解でいいですね。

それでは、桂川町で、よそも分かりませんけれども、鳥獣等対策と、有害鳥獣という形になるんでしようけども、これでどのような種類があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 町で対象となっている有害鳥獣は、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマになります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、4種類説明を受けました。この中で、例えば猿なんかもいるじゃないですか。こうしたとは入らないんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 猿につきましては、狩猟による有害鳥獣の中にまず含まれておりません。町でも、有害鳥獣の対策の対象という種類の中には含まれておりません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 猿なんかも被害あると思うんですけど、含まれていないところで理解をしていきたいと考えます。

それから、鳥獣捕獲による捕獲料の内容とか捕獲件数が分かれば、簡単でよろしうございますんで報告をお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 鳥獣捕獲に対する捕獲料については、町と嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会から補助を行っております。

まず、町からの補助ですが、4月から10月末までの間にイノシシ、鹿、アナグマ、アライグマを捕獲した際、1頭につき1万円の補助を行うものです。

次に、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会からの補助ですが、こちらは4月から翌年3月末までの間が対象で、イノシシと鹿の生獣——大人になりますが——は1頭につき7,000円、イノシシと鹿の幼獣——子どもになります——それとアナグマ、アライグマは1頭につき1,000円の補助を行うものです。

捕獲数は年ごとに増減がありますが、令和6年度の捕獲数は、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマを合わせて593頭で、令和5年度と比べ122頭多くなっております。中でも、鹿の捕

獲数が一番多い状況です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ここで私が少しほづかんのは、例えばイノシシを仕留めるじやないですか。そしたら1万円頂戴しますよね、たしか。私、県の研修会行ったとき、県あたりが7,000円出すというわけです。私のとこは別、町と一緒にすかち言ったら、いえ別途7,000円ですよというような形なんです。

そうしたときに、例えば4月から3月まではいいんですけど、まず町の補助ですが4月から10月までと1万円と限定、例えば11月から3月までは出ないという形の理解ですか。あとはイエスかノーかでいいです。ちょっと今聞いた感じなんんですけど、ということは、その期間外で捕獲したときは結局無償でやらないかんというような形になるんですか。そこをちょっと今初めて気がついたんで、ちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 町からの補助は10月末までの分になりますので、11月以降の分での捕獲に対しての補助はございません。

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会からの補助、1頭につき、イノシシ、鹿の大人であれば7,000円、イノシシ、鹿の子どもとアナグマ、アライグマは1,000円の補助のみとなります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よく分かんない、少しやっぱり複雑になっていますよね、簡単じゃないと。後でまた表かなんかにしてもらって教えていただいたらいいと思うんですけども。

特に、よくお聞きするのは、やっぱり冬場に山に入って、そういうイノシシとか鹿を撃つというような形のものを今まで私聞いてきたもんですから、逆にその外は、その中は単価が出ないということになったとき、ちょっと私の勘違いがあるかもしれませんけども、何かちょっと矛盾点感じるんです。

だから、撃つ人にとっていい時期と、時期によっちゃあんまりようないというような形も出るかも分かりませんけども、これは今後の課題の中で解決していくべきだろうと思いますんで、基本的には、今、課長が言われた内容からいけば、そういう内容ということで理解してよろしいですか。

それでは、桂川町の鳥獣の年間予算、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 令和7年度の予算額は383万3,000円で、内訳として、4月から10月末までの捕獲した頭数に対する補助である有害鳥獣補助金が350万円、捕獲期

間外の11月から翌年3月末まで鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づく捕獲パトロール活動を行う鳥獣被害対策実施隊に係る報酬が22万円、銃器を使用する際の弾代や箱わなを管理してもらっている分の管理料、ハンター保険の保険料の2分の1の補助など、駆除に係る委託料である有害鳥獣駆除委託料が11万3,000円となっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ということは、ちょっと待ってください、頭の中整理しますから。これは予算額やから、結局頭数はまだ、頭数によって決まるということで、町が4月から10月まで大体こうした金額を使っていくということで、それ以降は基本的に鳥獣の被害の自治体とか、そういうようなとこの補助金として出てくるというような解釈でいい、それとか保険料あたりの免除があつたりとかということの取決めだということですね。

今、ありがとうございます。今まで横山課長のほうにこうした形でお聞きしました。

これからが、ちょっと町長に答弁をいただきたいと思います。

るる情報の共有した意図は、今、後継者をしっかり育てないと、この猟友会をはじめとする組織、私はなかなかまた立ち上げるのが難しくなると思います。と私は思っています。

なぜかといいますと、議員の皆さんのおかげで、長きの間、代表としていろんな会議の中も出していただきましたし、桂消会の総会、町長もお見えになって、あそこでいろんな懇親を深めるわけです。そして、その中でやっぱり桂消会、消防団員の方が多いわけです。そんな中でいろんなお話をさせていただく。一番話題になるのは、この桂消会の中で猟友会がしっかりとというか、もうきちっと機能しとったときは、鉄砲撃ちの話なんです。うちの犬は精度がいいとか、うちの山から犬が追っかけていたら、鹿あたりを追っかけていってとかいうような話で、そして猟友会のメンバーの皆さんが言われるのは、結局、鹿、1人であれ昔みたいに山に入って鉄砲で撃つてくるちゅう話にならないんです。無線を使いながら、こちらの山からこちらの山、谷、道があるそうです。もうそういう話されたからよく覚えとるんです。そうしたときに、ハンターが3人ぐらい構えといて、この犬と一緒に追っかけてくる。そして3人一緒にダーンち撃つわけです。そうしたときに、私が撃ったとが当たつるとか、腕に感じるものがあったとか、そういうお話をいただきながら、なごやかにこういう対策をしてあって、本当にありがたいという形の中で、その当時は皆さんしていただいとる。特に消防関係とか、ほかにもおられると思うんです。していただきてもう安心だったんで、ここ最近になって、本当に撃つ人たちがもう高齢化してきたんです。

そして、今年に入りまして、これはちょっと今私が抱えてとる事情を少し話させてください。実は、町長、うちの吉隈二区なんです。町長のとこも内山田だけど、当然町長のとこにちゃんと

しちゃんないよと、私もそう言われます。吉隈二区にも苗を植えていたんです。育苗センターじゃないでもう苗うちまだ植えてあるとこ、苗を育てあるとこある。そしたら、さあ植えようかというたら、苗箱荒らされてしまったんです。それから育苗センターに行って買うのもなかなかもう、今御存じのとおり契約ですから、なかなかできないと、苦労されてあったと思います。そして、今、新米の時期です。そうした中で、何か農林大臣が米やら買うことないよとか言われたことがありますけど、私も実は新米5kg程度頂きました。そのときに、持ってお見えになったときにこう言われたんです。もうイノシシが、畑の中、稲穂の中を押し潰して、もう二、三日作業ができないと、雨が降ってきて寝てしまふたと。もうこれは大変なんですよということで、また新米頂いた中で、別段の思いの中で味をかみしめたんすけれども。

実は、私この一般質問しようと思ったのは、県の、7月8日かな、勉強行ったときから課長のほうにはこういう問題があるよと、だからもう早くからちょっといろいろなことで取り組んでいかなきやなりませんねというような話を課長とはしてきたつもりで、急遽じゃなくして、もう大方6月議会が終わった後ぐらいから課長とはいいろんな形の中でしたきました。

そこで、もう非常に私が今回町長にお聞きしたいのは、この後継者、例えば今くる説明しましたが、県の施策悪いことないんです。県の文句言ったらあんまりいかんから。悪くはないんやけど、実効性に欠けているんです。となってきたときは、町として、桂川町、基幹産業の一つとして大事にするということだろうと思うんです。

その中でお聞きしたいのは、ここがメインなんですけども、町長どのように考えてあります、この状況を。当然理解されてあると思いますけども、たまたま今まで一般質問もなかつたということなんで、まあまあというところだろうと思いますけど。こういう問題をどのように対応していくつもりでおられますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、議員がずっとる申し述べられましたように、この有害鳥獣対策というのは非常に重要なといいますか、もうそれ以上に、特に中山間地の農家にとってはもう生死に関わる、本当に生活に関わる状況であると思っております。そういう中でいろんな施策が取られておりますし、また町としても、先ほど課長が言いますように、補助金等で捕獲のお願いをしているわけですけれども。この捕獲の頭数、私も聞けば300頭、400頭というのはおおすごいなと思うんですけども、現実問題としては数は減っていない状況にあるようです。

そういう中で、御指摘のように、猟友会の高齢化というのもあります。高齢化というのもありますけども、厳密には、やっぱり本当にプロとして捕獲してある方、この方がすごいんです、桂川町の場合は。だから、この方とその次の方というのもうこんなに差がある、数の問題です。

捕獲する問題は数あります。ただ、非常にこれまで積極的に捕獲されてきた方がいわゆる高齢になられたということで、後の後継者ということになるわけですけども。この後継者も、私もいろいろ話は聞くんですけども、免許をもうたからすぐできるというものでもないようですし、ましてやその現場といいますか山の中での活動というのは1人では無理ですし、非常に言う一人前になるには期間が非常にかかるというように伺っております。

私なりに思うことは、やっぱりこれは各市町村の取組の強化というのは、これはもちろん求められると思いますけども、やっぱり国の段階でもっと有効な対策、捕獲というだけじゃなくて、もっと有効な対策というものが考えられないのかというのをやっぱり痛切に感じるんです。個人の努力で守ろうとしても、中山間地の農家では、ちょっと正直言つたらとてもじゃないけどそれを守るだけの力といいますか、そういう対策は取れていないというのが現実だと思っています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） まさしく、町長の言われる、一部は理解できます。国の政策はしつかりできていない、あとは気候対策を含めて。もう一番ポイント的にはドングリの実がなくなったとか、いろんなとがなくなったとか、もう山の果実がなくなっていく中で。しかし、国の対策を待っていても、桂川町としての農家を守るという立場からでは難しいと思うんです。

だから、町長にはぜひお願いしたいのは、もう国とか県、施策は打ってもらわないかんです。でも、町としてしっかりした対応、やっぱり人材育成していただきたいなと思うんです。

実は、わなをかけたら、旧猟友会はもう猟に入っていない方もおられるんです。昨年は、実はかけていただいたんですけども、そしたら朝6時頃に見えてあるんです。何か議員のとこわなかけたっちやが毎日見てますかとか来たら、いや毎日見てないですよち言ったら、ちょっと山のほうだから、いや私が見に行こうと。もう絶対関係ないとこ、吉隈二区で猟友会に入ってあった、消防に入ってあった方が毎日チェックしに行く。やっぱり習慣とかというのは恐ろしいものだなというのは思うんです。

そこで、私のほうからちょっと提案させていただきたいんで、もう国の施策とか県の施策待つても、その頃、桂川町の猟友会、そういうこういうシステムももう潰れています。だってせんとやから。せんというか、もう結局もうそういう感覚ないじゃないですか、国、県あたりも。県の今ここを見た、私先ほど5点か6点申し上げましたけれども、これは桂川町でできないやつたくさんありますよね、その人材的に。

だから、これは私の提案なんですけども、今、これはいいかどうか分かりません。地域おこし協力隊の推進とかいう形の中の問題とか、それから会計年度職員、例えば役場の総務課でどうしても忙しいと、1人会計年度職員が欲しいねと、そこにはきちんと補充してくるわけです。でも、農業を守る、農業者のためにこうした会計年度職員を1人きちんと置いて、50代と60代、そ

れとか地域おこし協力隊員とかいう形の中でもこれに特化した人たちを募集していくとか、様々な、僕、施策はあると思うんです。どれがやつたらきっとできるかよく分かりませんけれども、それとか、いろんな形の。例えば役場の産業振興課に網かけてこいと、若い職員、もう私そのために役場入ったんじゃないから私、辞めますと。それで課が変わるわけです。

町長言われるように、物すごい経験が要るんです、これ。私は、もう今一番先頭に立ってしていただきよう方も、いや箱わなかけるたってその道があるんですよと、ただどこでもかけてもいいわけじゃないんですよと。鹿やつたら鹿、それをずっと拾いながら、そこに対応できるような形を、結局、経験力ちゅうか、知識じやなくして。もうその有害鳥獣と戦いようわけでしょう。いっぱいいっぱいで、向こうもわなにかかりたくないから、生きるために最大限の努力しています。

桂川町もこの桂川町を守るために、一定の人材をそこに、産業振興課なら産業振興課、どこでもいいけど、特化した人たちを、例えばいいバイ桂川とかいう形の場合もありました。今、いいバイ桂川あるんかな、あるんです。そこら辺とかの連携とかいろんな形、昔、言われました農業施策の中で。どこがするかというの分かりません、私が提案するべき問題でもないし。

これは、町長にぜひ考えていただきたいのは、そういう、もう、町長、例えば500万ぐらいです。例えばです。人件費で500万、桂川町の農業者を守っていけるんであれば、どれだけ桂川町、農業の方々から迷惑かけながら、協力していただきながら、知っています。そしたらそこが本当にきついんであれば、私たち。

実は、私どものところにもこのイノシシが出て今、暴れてる。そこで、課長のほうにもお願ひしましたよね。もう3か月か2か月なります。まだちょっとかかっていないようにあります。大体、課長早いんです。すっとかけてくれる。坪井さんとおられる、そこを。そしたら、ここはかかっていないけど何でち、私、二、三日前、この質問するだけでお聞きしたら、何かおけがをされたそうです。その方が、ちょっと一番桂川町のためにこういう鳥獣関係頑張ってくれよう人が、1人がおけがされただけでこんなに停滞しなければできないんです。特に、もうその方々も私たちより年上かもう同級生ぐらいで、もう年、町長来とるんです。

だから、会計年度職員でもいいし、地域おこし協力隊にもこういう仕事をしてくれとかいうようなアピールとか、いいバイ桂川の中で何か施策練ってもらうとか、そういうようなものをつくり特化して、農業を守って、それで全部解決するわけじゃないけど、農家の人も、農業委員会の中でもそういう意見いただいている。どうにかして。わなをなかなかかけないということは、住民が産業振興課へ持つていったときに、役場何もしよらんち。実際は違うんで、しているんでしょうけど、そういう方向になると思うんです。

だから、私は、いろんな方策、そしてそこで働いてある方、一定の生活ができるような形の中

で、その人の生活のためとかいうよりか、桂川の農業を、これだけ町としてはサポートしているんですよというような形のものを見ていただくのも。

今、会計年度職員を恐らく役場の職員数よりが多いんかな。ただ、ほとんどがパソコンを打つたりとか、何かいろいろな感じです。行政の駒として動く。私が言ったのは、もう農業の駒として動けるような体制を、町長、ぜひつくって、これはもう最後の質問になりますけども、そういう施策を考えていただけないでしょうか、どうぞ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 非常に貴重な御意見を伺ったと思っております。どういう形にするのが一番効率的で、しかも成果があるのか。担当課あるいは獣友会とも相談しながら検討してみたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひぜひお願ひをしておきたいと考えます。

それでは、今度は、ふくおか県央環境広域施設組合と地方自治の解釈についてということで質問していきます。

これは、今まで大塚議員、柴田議員等々から、今日も柴田議員のほうから説明あります。でも、ちょっと私聞いとてよく分かんないんです。

それで、また自分の見解になってはいけないんですけど、今、柴田委員長も言われました、町長も言われましたけども、147条、もう今度は私読みます。普通地方公共団体の長は、桂川町の町長はと読み換えたがいいんかもしれません。桂川町を統括し、これを代表すると。この統括の言葉一つで、そこまで、私は類推解釈、人によっていろんな解釈の仕方があるんでしょうけど、私はとてもやないけど、この文章をもって、先ほど町長が答えられた答えにはならないんじやないかなと。

それと、前回の質問のときに、いや地方自治法でできないんですよ、地方自治法も書いてある。当時は提要の問題が出ていました。提要も皆さん気がついてなかったんだよね。よそからもらつて初めて気がついて、ああ提要、ここに書いてあるということで、一般質問答えないよというような形やけど。あれも若干どうかなと思うんですけど。

そして、284条があるじゃないですかということなんです。284条の一般的な解釈は、ちょっと読みます。普通、桂川町はと読み換えたがいいと思う。その事務の一部を共同処理するため、その協議より規約を定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他については都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、一部事務組合の成立と同時に消滅すると。これは設置と消滅のことを明確にうたつてあるんです。うたつて

あるんです。私はそのくらいの解釈しかできません。

次に、広域についてです。まさしく、桂川町は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、連絡も大分が違うんですね。その事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議より規約を定め、総務大臣、都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができるちゅうか、設置することができるというような文章なんです。これは設置規定とか消滅規定です。

先ほど、柴田委員長が言われたように、この分とか147条をもって地方自治法に違反する。そしたら、この施設組合が始まつて町長とか担当課長、一部分は答えてきましたよね。気がついていないとき。地方自治法に抵触したことをしてきたんですか。これは、地方自治法、罰則規定あるんですか。ちょっとごめんなさいぐらいのもんはですね。地方自治法、罰則規定、職員にはかかったことがありますか。

というのが、そして町長に今答えていただきたいのは、先ほど柴田委員長に言われたように、地方自治法の解釈によってこういうふうになっているんですよということで言われましたよね。その根拠法、根拠法っちゃ地方自治法が根拠法なんです。提要は、結局、その解釈も一緒に。この地方自治法の解釈を私は町長が解釈された条文は今のところまだ知り得ていませんので、この提要に同じようなもの、これはどこにあるんですか。役場の議会事務局あつたら、そういう明記してあるものがあるんですか。それちょっとお聞きしたい。それがあつたら、またきちんと読んで、次回またそれに対する対抗をしなければならないと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと議会のほうの図書室といいますか、その分についてはちょっと承知しておりませんが、地方自治法の実務提要というのは大体どこの自治体も持っております。ですから、本町でもあります。

今申されます地方自治法の147条、284条、その分の解釈といいますか、それについても示してあります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） これじゃ押し問答になるき、仕方ないき、もうここでやめますけど、ぜひその解釈文書を見せて、もし議会事務局にあつたらコピーかなんか頂けるでしょう。

それで、私ちょっとと思うんですけど、私、今まで長年議会活動させていただいていて、いろいろ分からぬところがあるんです。そこで、行政に関しては、大塚議員やら交えてちょっとこれを添削してよといつてメールを送つて添削してもらつたり、学校関係やつたら柴田委員長にちょっとこれ添削してよとかいうことで、結構私なりに理解したのに間違いがあつて添削していただ

いたりとか、建設関係だったら、北原議員これどうなつとうかなとかいって添削をしてもらひながら、長年こうして議会で発言させていただいたというような感じだろうと思います。

この中で、この提要にしろ地方自治法の解釈にしろ、町長一人の考えなのか、それとも副町長、総務課長、もう3人とも総務課長経験者ですよね。今は総務課長おられて、副町長も総務課長、こういうような過去から、こういう難しい問題に接したかどうか分かりませんけれども、されてきたんだろうと。

そこで、3人の、例えば施設組合で行かれている副議長、それから林議長とも、いやこここの文書はこうして読んだら、この2人が知った中で、組織として、いやこれはできませんよねと、いやこれは言わないじゃないですかというような組織的な対応をするのか、町長だけが理解して、あとは町長が言うのだからしようがないかなというような体制で桂川町の行政が進んでおるのか、私はそこら辺がちょっと分かりません。そこらを一つ聞きたいのと。

質問回数が一定決まっていますんで、今まで議長、副議長の計らいで4回ほど説明会したんです。各議員、ふくおか県央の会議にも傍聴なり行っています。私が、議会に対して、議運に対して問題提起しました。そういう中で回答を得た。私の言い分からいけば、議会運営委員会も私の提案に関してはそのとおりだと、そして、もう前言ったことある、県央も福岡県の町村会も、いやこの解釈でいいんではないですかと、負担金に関しては答えるべきじゃないですかというような答え。そして、4回にわたる説明会の中で大きなポイントがあるんです。それは何かと言つたら、あっこ事務局来たときに、皆さん聞いてあるでしょう。桂川町執行部と議会との調整さえできれば、一体となっていけさえすれば、ふくおか県央は今までの情報を出すことに何ら問題はないと言っているじゃないですか。それは桂川町の問題ですと。

だから、今、情報公開、あらゆるところで情報公開をしなければならない時代が来ているのに、何か文書的に分からんところで、間違なく言っているのは、町長とか副議長とか議長あたりがそれを話しても、調整さえできれば一部事務組合というのは何ら問題がないということを、あの4回の説明の中で私が質問したときそう答えてあるんです。答えてあるんです。

だから、私お聞きしたいのは、答えられないのか、あれ難しいんです。いろいろ専門用語が出てきて、答えられないのか、答え切らないのか。そうしたとこが私分からないんです。答えられない、分からぬ人がそういうとを音頭取っていたら、本当はとんでもない目に遭います、町民が。だから、間違なく言っているんですから、調整したらできる、話してもらって結構ですと。

だから、県央が来て説明するときは100%答えようやないですか。柴田委員長が20項目、大塚議員が10項目だと、それをずらっと説明するんです。そうした分野を町に求めておるけど、町は提要とか地方自治法とかで行くわけです。もうそこら辺のとこを町長ももう一度、それも負担金に関してまで馴じ目と。負担金はいいと書いてあるじゃないですか。そして、正しい説明があ

りや我々は正しい方向で協力していくんですもん。何も反対することを目的にしよるわけじゃないし。

もうこれが回数やら訳分からんごとなりましたんで、町長に最終的な答弁をいただいて、そしてその条文を再度確認して、私の言っているの間違いないですよね。ちゃんとあっこ言ってますもん、それして。そういうところ答えをちょっといただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 幾つか質問があつたかと思うんですけども、もし私ほうで聞き間違いがあれば言ってください。

まず、今回の地方自治法の解釈について、副町長ないし総務課長等の意見を聞いたかというようなことですけれども、この件についてはやっぱり重要な案件でありますから、私は私なりの意見も申しますし、また皆さんのお見を聞きながら、この対応を決めてきたところです。

また、県央との関係で、町と議会がお互いに承認すれば県央の情報は出せるということでしたけれども、それは、要するに県央が県央の一般事務として報告なりをすると、質問に対して答えていくということであって、桂川町議会の中でそれを行うという意味ではないと思います。

それから、負担金の件について少し触れられましたけれども、負担金についてはやっぱり最終的には負担金でもって組合の組織がいわゆる経済的に成り立っているわけですから、町のほうからも今負担金出しています。ですから、その町が出している負担金の分について質問を受けることは、それはやぶさかではありません。ただ、出した負担金の使い道とか、そういうことについては、それは県央の事務になりますので、私どもが回答することはできないと、こういうことで理解をしております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） もう大体ここでやめないかんとこですけど、もう少しだけ話をさせて。

今、負担金のとこの微妙な解釈なんです。微妙な解釈を受けました。それはそれでもう再度、私も負担金に対する考え方、町が出したお金、何ぼ出さないかんことなりますかというところは答えられるばってん、向こうにやってからの使い道は駄目ですというような感じのちょっとイメージ受けたから、それは正しい僕の解釈かどうか分かりませんけど、そのように受けました。

それと、もう一つ、今、私がもう一つ、副議長と議長、議会を代表して施設組合に行っています。そこら辺とことの会議で行ってある方々の意思統一とか、意思統一っちゃいい、変な意味じゃないということでしょう。もう情報どうするかとかいう話合いとか、今私がお聞きしたのは、副町長とか総務課長あたりと、町長はこうやって解釈するが、私の解釈の仕方に無理はないかねとかね、それであなたたちも同じように考えるとちゅうような形の、普通は疑心暗鬼、人間ち

やそげえ、弁護士でもそうなんです。やはり専門の弁護士やったというふうにいっても、いろんな弁護士と話し合って、これはこう解釈したがいいんじゃないか、自分一人じや間違えるんです、方向性を。だからするんですけど。

町長は、最後に、議長、副議長とこのことに関してきっちとした協議したのか、それとも山邊副町長と横山総務課長とこれについてこういう解釈で大丈夫よねというようなお話しされたのかのところが、ちょっと今私のほうでは分からぬんで、その点をお願いして終わりたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員申されましたように、協議をいたしました。（発言する者あり）

○議長（林 英明君） ちょっと待ってください。原中議員、どうぞ。

○議員（9番 原中 政廣君） 副町長と、いや町長の言われるとおり、これは地方自治法に違反しますよねと、これは頑張りましょうとしたのか、それと副議長と議長、やはり議長団は代表する立場であるし、この問題に対して、普通はいい悪いは別にして、情報共有とかあれをされるのが普通だろうと思うんですが、そこら辺のとこをちょっと私お聞きしたいと思います。どうぞ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 町の執行部として共通の認識を持つ必要がありますので、先ほど言いましたように、副町長、総務課長とは協議をしております。

ただ、御指摘のいわゆる県央の議会に出てありますうちの桂川町議会の議長、副議長とこの件について協議したことはございません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 協議はいいんですけど、副町長と総務課長は同じ考え方で立ったんですか、それとも協議はしたけど、副町長のほうからいやそれちょっと違うんじゃないですかと、議会の言い分も聞かないかんじじゃない、総務課長のほうから、私ちょっと分かりませんけど、もう少し調べる必要性があるんじゃないとか、そういう意見が出たのか。それとも、ああもう町長の言うとおりと、これは議会の横暴じゃないかとかいうような形の中で、質問したことに対してしたらいかんこと言ったら、地方自治法に違反することに対して質問したら違法ですけど、違法かなのか分からない、そういうような見解がどうされたのかは、私も副町長とか総務課長に対する考え方方が変わるかも分かりませんので、ぜひ教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 細かい発言の一つ一つは覚えておりませんが、こういう方針、こういう考え方で対応していこうという共通の認識は持ったと思っています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よく最後のまろやかな言葉でちょっと分かりませんけど、一般質問ありがとうございました。

○議長（林 英明君） 次の一般質問は私ですので、議長を下川副議長と交代します。

暫時休憩します。再開は10分後、56分から再開します。

午後1時46分休憩

午後1時56分再開

○副議長（下川 康弘君） それでは会議を再開いたします。

議長を交代いたしましたので、よろしくお願いします。

一般質問、1番、林英明議員。

○議員（1番 林 英明君） ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設建設における桂川町の実負担額について一般質問をいたします。

あまりにも大きな数字、ごみ処理施設建設に1,000億円というとてつもないような数字が飛び交っていて、桂川町の住民の方々の不安は頂点に達しているのではないか。議長が一般質問するというのは類を見ないことで、桂川町では初めてのことでしょう。他の市町村でもほとんどないことだと思っています。しかし、本当のことを知りたいという思いで、あえて一般質問をさせていただきます。

資料1を見てください。右側の86億8,800万円については、後から説明します。

資料1の左側、DBO方式による提案価格、上限額とあります。

まず、DBO方式について説明します。Dはデザイン、設計です。Bはビルド、建設です。Oはオペレート、運営です。これを一括して任せるのがDBO方式で、この方式にしたほうが県央にとっても業者にとっても利があるということで採用しました。もし、DBO方式にしない場合、運営費はごみ処理施設建設後に発生するものなので、ここに300億、ここでは299億2,600万ですけど、300億とかかかるとか記載する必要がありません。空白にしておけばいい金額です。しかし、県央、業者お互いのために採用したDBO方式にすることで、業者側は20年間の運営費において、今まで420億かかっていたものを300億以下で提示しなければこの工事は受注できません。また、県央側は、建設後の20年間で300億以下しか払えませんという目安を示しているだけで、この300億は足し算してこれだけかかるという数字にするのは論外です。

簡潔に言いますと、資料1の445億プラス300億プラス86億イコール831億において、この300億は20年間の運営費で、20年後まで入れたらこの金額になるということです。

20年後まで入れてです。しかし、420億かかるものが300億になる、120億安くなる。よって、この300億はマイナス120億であるということになります。

このことを説明します。資料2を見てください。

資料2は、各家庭に配ったチラシです。資料2の上部に、設計建設445億と20年間の運営費300億があります。下部に、新たな施設を建設することのメリットが書かれています。現在、5施設、飯塚クリーンセンターとリサイクルプラザ、桂苑とその粗大ごみ処理施設、入水のリサイクルセンター、これらを一つにすることで、年間21億かかっていたものが年間15億ができる。年間6億削減です。20年間で420億かかるものが300億ができる。20年間で120億の削減です。運営費の300億は、300億かかるのではなく120億減らせるので、マイナス120億と表記すべき数字です。建設費445億が120億安くなる。引いて325億ができるようなもの。これに、国の交付金、建設費の445億の3割、130億を引くと、195億ができるようなもの。さらに、過疎債約50億を使うことで、150億弱で建設できるということです。

もう一度言います。建設費445億から運営費の安くなる分120億と国の交付金130億、それに過疎債50億を引くと、約145億で建設できるということです。

この300億を別の見方で検証します。資料3の財政シミュレーション、実負担額を見てください。

償還期限20年で、飯塚市が約211億、嘉麻市約34億、桂川町約23億、計268億返済するシミュレーションです。これを返済していく一方で、20年間で420億かかる運営費が300億ができるので、120億払わなくて済みます。268億から120億引くと148億。148億で建設できるということです。前段で述べたことと大体一致します。

この120億を市町別に分けると、飯塚市72.6%で87億、嘉麻市20%で24億、桂川町7.4%で9億、それぞれ削減できます。20年間で、飯塚市、211億返済する一方87億削減で、実質124億。嘉麻市、34億から24億引いて、実質10億。桂川町、23億から9億引いて、実質14億。ごみ処理施設建設において、実質の施設建設費は、飯塚市124億、嘉麻市10億、桂川町14億、計148億で建設できるということになります。

桂川町が14億なのに、何で嘉麻市が10億なのか。嘉麻市の人口3万3,560人は、桂川町の人口1万2,700人の約2.6倍ですが、嘉麻市は過疎債が使って桂川町にはありません。過疎債のあるなしで大きく逆転しています。

最後に付け加えておかなければいけないのは、施設運営費は現状で必要となっている21億より6億の削減が見込まれる年間15億を毎年払っていくことになります。

ここで、桂川町のことについて質問します。桂川町の実質負担、桂川町の実負担額は償還期限

20年の財政シミュレーションで約23億と表記されています。しかし、これを返済していく一方で9億の削減があり、差し引くと14億でごみ処理施設が建設できるということになりますが、いかがでしょう。

○副議長（下川 康弘君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきまして、私の回答は差し控えたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（下川 康弘君） 林君。

○議員（1番 林 英明君） 回答を差し控えるということですが、それはそれで構いません。

私としては、桂川町の負担は14億で建設できると確信しています。900億とか1,000億とかかかるものではありません。県央で一般質問しますので、そのときははっきりと答えが出るでしょう。

ここで、ごみ処理施設建設反対の人の中で、飯塚クリーンセンターを存続させ、桂苑を小さく建設して2か所で運営すればという考え方の人もおられます。現在、飯塚クリーンセンターは27年経過していまして、延命させるのは非常に難しいと文教厚生委員会で視察したときに言ってありました。また、もし延命させたとして、2か所での運営となった場合、運営費は21億円以上かかって、年間6億円の削減はできなくなります。2か所での運営とかはあり得ないと、私は思っています。

さて、資料1を見てください。資料1に戻って検証すると、右側の86億8,800万円は、これは別途になります。しかし、運営費の年間6億円の削減は20年後も続くと思われます。例えば15年延命すれば、6億掛け15年で90億、90億削減ということになります。86億8,800万円の部分は十分ペイできる数字だと、私は考えています。このことについて、町としては答えられないでしょう。県央で質問していきます。

私の言いたいことを総括します。

資料1の445億プラス300億プラス86億で831億と言われていますが、なぜここに300億という記載があるのか。この300億は20年間の運営費で、20年後まで入れての金額になるというもので、業者にDBO方式で運営費まで含んで請け負わせるから300億という数字を記載せざるを得ないということです。DBO方式にしないのなら、300億とか記載する必要はありません。

とにかく業者に任せるにせよ、県央自身でするにせよ、どちらにしても運営費は払っていかなければいけません。しかし、DBO方式にすることで、その金額は20年で420億かかるものが300億に削減される。120億削減されるということです。この300億は足し算してこれだけかかるという数字ではなく、逆にマイナス120億であることを説明します。

最後に、現在稼働している九郎丸のごみ処理施設桂苑は31年が経過しており、修理を重ねながらやっと生きながらえている状態で、いつ止まてもおかしくありません。生活する上で絶対必要なごみ処理施設が待ったなしの瀬戸際にあることをお伝えして、一般質問を終わります。

○副議長（下川 康弘君） ここで、議長を林議長と交代しますので、暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

午後2時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

議長を交代しました。

これで一般質問を終わります。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（林 英明君） 会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託しております令和6年度桂川町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定第1号から認定第5号までの5件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（竹本 慶吉君） 令和7年第3回定例会において付託されました令和6年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は9月3日、8日及び10日の3日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

なお、報告については朗読をもって報告させていただきます。

審査意見。

財政状況について。

令和6年度の普通会計では、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を控除した実質収支が3億4,600万1,030万の黒字決算となりました。

一方、前年度実質収支と比較した単年度収支については1,571万7,000円のマイナス、当該年度中の基金の積立てや取崩しなどの要因を考慮した実質単年度収支については12万3,000円のマイナスとなりました。これは、実質収支比率で9.2%と、一般的に望ましいとされる3ないし5%の水準を上回り、実質収支額が比較的大きな金額で推移していることの反動によるものです。

基金については、今年度も積立額が取崩額を上回っています。これらのことから財政運営は全

体として安定していると思われます。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.4%です。前年度の96.2%と比較すると1.2ポイント悪化しており、余裕のない財政状況を示しています。本町の財政運営については、今後の国の地方財政計画等を十分注視し、財政の健全化に努めてください。

健全化比率の4つの財政指標は、基準を大きく下回っており、問題ありません。

一般会計決算について。

1、歳入。

(1) 町税等の収納については、町税をはじめ同じ公法上の国民健康保険税や保育料等、町の債権全般についても良好な収納状況を高く評価します。

また、町営住宅の新設が進められている中、旧住宅使用料に比べ高額となった使用料の収納が順調にいくかと懸念されていましたが、町営住宅使用料の現年度分徴収率は98.3%と高い数値を維持しています。

滞納繰越分についても、予期せぬ大口の滞納解消があった前年度より低下したものの、滞納繰越額自体は前年度から157万7,000円削減しており、住宅使用料の滞納解消への努力がうかがえます。

(2) ふるさと応援寄附金は、令和6年度2億3,602万4,000円が寄せられています。前年度実績の比較では1億8,237万3,000円の増加となっています。各自治体にとって魅力ある財源であり、本町にとっても同様です。返礼品の開発や納入業者の選定に苦慮されますが、ふるさと納税事業を業務とする中間事業者を活用してきた効果が現れており、今後の成果に期待します。

2、歳出。

(1) 歳出に当たっては、創意工夫を重ねた施策や費用対効果を考慮して、健全かつ透明な財政運営に努めてください。

(2) 各種団体への補助金・助成金については、公費支出の必要性や助成対象の妥当性、また運営状況、事業内容、費用対効果等について配慮し、常に公平公正な視点で検証してください。

特別会計決算について。

1、住宅新築資金等貸付事業特別会計。

実質収支は132万2,000円の黒字、実質単年度収支は80万8,000円の黒字です。

2、土地取得特別会計。

実質収支はゼロ円ですが、実質単年度収支は1万8,000円の黒字です。

3、国民健康保険特別会計。

実質収支は8,770万3,000円の黒字、実質単年度収支は3,598万8,000円の黒字

です。

4、後期高齢者医療特別会計。

実質収支は416万7,000円の黒字、実質単年度収支は155万円の黒字です。

1、2、3、いずれも特に問題はありません。

一般会計審査の結果の個別的、特別会計の個別的賛成者の対応は、一般会計については賛成多数、住宅新築資金等貸付事業特別会計については全員賛成、土地取得特別会計についても全員賛成、国民健康保険会計についても全員賛成、後期高齢者医療特別会計については賛成多数であったことを申し添えます。

基金について。

1、普通会計基金計、34億1,036万円。

2、国保会計保険給付支払準備基金については、1億7,316万9,000円。

1、2を合計いたしますと、35億8,352万9,000円。

1、2ともに、特に問題ありません。

結び。

基金残高約34億円である一方、町債残高が約47億円となる中、健全化判断比率の一つである将来負担比率は発生していませんが、経常収支比率が97.4%と昨年度より1.2ポイント高くなっています。このような状況の下、正規職員、会計年度任用職員の人事費の増額や、今後見込まれる各町有施設の老朽化対策に投じる経費、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理場建設に係る町負担など多額の費用を要する事業への財源確保と、行財政改革における将来の財政を見通した計画及び組織の効率化やスリム化が喫緊の課題です。行政へのニーズが多様化、複雑化する中、眼前にある課題への対応はもちろん、中長期的な視野に立ち、限られた財源、資源の中でより効率的・効果的で計画性のある行財政運営を行ってください。また、このための具体的な施策の展開を期待します。

桂川町議会議長林英明様、令和7年9月10日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長竹本慶吉。

○議長（林 英明君） これより質疑を行いますが、認定第1号から認定第5号まで、会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第1号令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

認定1号は、当初予算で私は反対をしておりました。よって、この認定1号に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多數であります。したがって、認定第1号令和6年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和6年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

認定5号は、当初予算で反対をしておりました。よって、この認定5号反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第5号を採決します。起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第5号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件については、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（柴田 正彦君） 水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和7年第3回定期例会において付託された令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定について、当委員会は、9月4日、5日の2日間審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定しましたので、桂川町議会議規則第76条の規定に基づき、報告します。

審査意見。

1、水道事業会計の経営状況について。

令和6年度年間総配水量は150万1,102m³で、前年度より1万4,413m³の減少、有収水量は129万1,763m³で、前年度より9,219m³の増加、給水収益は1億9,444万8,000円で、1,269万5,000円の増額となっています。

水道事業における総収益は2億636万1,000円、これに対する総費用は2億3,060万9,000円となり、当年度の純損失は2,424万7,000円となりました。これは、土師・豆田浄水場緩速ろ過池更生工事費用2,826万7,000円の影響によるものです。

当年度純損失については、前年度繰越利益剰余金1億1,406万5,000円により補てんし、利益剰余金残高8,981万8,000円は、当年度未処分利益剰余金として次年度へ繰り越しています。

2、資本的支出について。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,075万3,000円。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金2,961万9,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万3,000円で補てんされています。

3、剰余金処分について。

前年度繰越利益剰余金1億1,406万5,000円より、当年度純損失2,424万7,000円へ補てんし、残高である当年度未処分利益剰余金8,981万8,000円は、翌年

度の繰越利益剰余金として処理されています。

4、安定供給について。

土師・豆田浄水場緩速ろ過池更生工事によって浄水機能が更新され、安全・安心な水道水の安定した供給が持続されています。今後とも、水道水の安定供給に備えた対応を望みます。

5、課題について。

水は、生活基盤や社会経済を支える重要なものです。ゆえに、水道事業者には安全・安心な水道水を安定して供給し続ける責務があります。

当委員会は、審査の結果、次のことを提起します。

- 1、経年劣化によって管路が老朽化している。計画を立てて、順次改善をしていくこと。
- 2、浄水場及び配水池が老朽化している。早急に計画を立てて、改良や建設をすること。
- 3、老朽化対策に取り組むためにもっと基金を増やすこと。
- 4、他市町村に比べ水道料金が低く、町民は助かっている。しかし、施設の老朽化を考えたとき基金を増やす必要がある。よって、水道料金の見直しを検討すること。

5、鳥平水源の活用を検討すること。

結び。

水は生命の源であり、町民の生活に欠かすことのできないものです。今後とも、安全、かつ、おいしい水の提供に努めるとともに、上記の課題に対して十分な対策を取っていただくよう強く求めます。

桂川町議会議長林英明様、令和7年9月5日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長柴田正彦。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

認定6号の中に、4番目、水道料金の見直しを検討することという文言が入っております。これは、水道料金を引き上げるのではないかというふうに推測します。今、住民は大変苦しい思いをしております。水道事業を、管路が老朽化しているからという理由は分かりますけれど、安易に住民負担を押しつけるようなことをしてはいけないと思うので、私はこの案件には反対いたします。

○議長（林 英明君） 竹本議員。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 賛成討論です。

○議長（林 英明君） 立って言ってください。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 私は、この件については、従来から水道料金の値上げについて検討するべきであるという考えに基づいています。

と申しますのも、施設そのものが大変老朽化している。それに加えて、危険な位置にある貯水場やなんかもございます。この貯水場が仮に壊れるようなことがあれば、現在使用中の土師保育所あたりはもろに被害を被ってしまう。人災になりかねないいうことも考えられます。

とあわせて、他のもろもろのこと、水道事業の中では、やはり設備やなんかも、現在働いている職員の方が創意工夫しながら、修理を行いながら現在まで維持しているものがありますが、やはりこういうものもできるだけ余裕のある形で改修・改善していきたいと。

あわせて、やはり将来を見据えた水道事業の健全育成のためにも、この際、基金の積立てといふものについては、余裕のあるうちに余裕のあるだけの基金というものは積み増していく必要があるんではないかということで、私はこの基金の積み増しについては大いに賛成であります。

以上。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 上げることには、確かに言われるとおりなんです。吉川さんの言われるとおりです。

ただ、水道料金を見たとき、近隣の市町村に比べてうちはかなり低いんです。現実として。だったら、少しそこはためながら、次に備えるべきだと思っています。いきなり何かがあったら、そこに借金が発生して一気に高くなる。それよりは、少しずつでもためておいて次に備えるべきだと私も思います。よって、賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第6号を採決します。起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ、認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、認定第6号令和6年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 承認第11号

○議長（林 英明君） 承認第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について

てを議題といたします。

本件については、文教厚生委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 岁入予算では、21款諸収入において、王塚装飾古墳館の火災に伴う公有建物災害共済金が計上されています。

歳出予算では、10款教育費において、被災した王塚装飾古墳館事務室の解体撤去など、本復旧の前段となる仮設工事費が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 承認第12号

○議長（林 英明君） 承認第12号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）についてを議題といたします。

本件については、文教厚生委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 岁入予算では、15款国庫支出金において、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金が計上されています。

歳出予算では、4款衛生費において、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費交付金が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号令和7年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第26号

○議長（林 英明君） 議案第26号桂川町防災無線更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第26号桂川町防災無線更新工事請負契約の締結について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本工事の入札につきましては、公共事業に係る防災無線工事の実績を考慮し、7者を指名し入札を行っており、最低制限価格落札率92%で決定しております。

落札したニシム電子工業株式会社北九州支店は、同規模以上の防災無線工事の実績があり、入札結果に至っても、競争性の確保が保たれていると判断いたします。

したがいまして、当委員会は原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号桂川町防災無線更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第27号

○議長（林 英明君） 議案第27号動産（トレーニング機器）の買い入れについてを議題いたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 今回、桂川町総合体育館に買入れを行うトレーニング機器は、4コンビネーション1台、コードレスバイク2台、エンデュランステッパー2台です。

8月6日に、指名業者6者による競争入札が行われ、763万4,000円で落札。落札業者は、大野城市的株式会社ティエムエフです。

今後も、桂川町総合体育館トレーニング室利用者がより快適に健康づくり、体力増進が図れる環境整備、計画的なトレーニング機器の更新を行い、町民の健康づくりに取り組まれるようお願いします。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号動産（トレーニング機器）の買入れについては、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第28号

○議長（林 英明君） 議案第28号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第28号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の取組が、地方公務員法の一部改正により拡充・強化されることに伴い、桂川町の関係する条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例の改正により、育児部分休業の取得パターンの拡充と、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の強化が図られます。子育て世代の職員及び会計年度任用職員が、一人一人の生活設計に合わせて仕事と育児が両立できるよう支援の情報提供、意向確認を行い、きめ細かな配慮の下、働きやすさを向上させていくことを要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第29号

○議長（林 英明君） 議案第29号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第29号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の改正理由は、災害時等について、配水管から宅内配管の復旧が適切に対応できるようするため、管理者が指定した給水装置、工事事業者の確保が困難になると判断されるときは、他の管理者が指定した給水装置、工事事業者による給水工事を実施可能にするため、改正するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第30号

○議長（林 英明君） 議案第30号桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例は、土師二集会所及び土師二児童遊園を解体撤去したことにより、第2条関係の別表より土師二集会所及び土師二児童遊園の項を削るもので

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第31号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定による追加計上がなされています。

11款地方交付税では、普通交付税での財源調整による減額計上がなされています。

なお、令和7年度の普通交付税決定額は20億8,057万4,000円となっております。

15款国庫支出金では、国の令和7年度一般会計予備費の使用による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上がなされています。

16款県支出金では、農業機器の導入補助に係る農業振興対策事業費県補助金や、畜産業設備の整備補助に係る畜産振興総合対策事業費県補助金の追加計上がなされています。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金の減額計上がなされており、予算上の財源不足が半分程度解消されています。

21款諸収入では、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金の追加計上、
22款町債では、吉隈地区水路改修工事に係る起債について、より財政措置が優れたものに変更
するため、国土保全対策事業債の廃止及び農業用施設自然災害防止対策事業債の追加計上がなさ
れています。

歳出予算では、歳出全般において、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費の予算整理が行わ
れています。

個別の案件では、2款総務費において、前年度繰越金の一部を財源とする教育・保育施設整備
基金積立金や、電算システム標準化に伴うベンダー間のシステム連携調整に係る新総合行政シス
テム移行業務委託料の追加計上がなされています。

4款衛生費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施される水道基本
料金の2分の1減免事業に伴う、水道事業会計繰出金の追加計上がなされています。

6款農林水産業費では、水田農業DX推進に係る農業機器の導入補助である農業振興対策事業
補助金や、博多和牛生産基盤強化に係る飼養管理設備の整備補助である、ふくおかの畜産競争力
強化対策事業補助金の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続いて、柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に関する主なものは、歳入予算では、
16款県支出金において、中学校文化部に係る部活動改革推進事業費県委託金が、活動量の増加
見込みにより計上されています。

また、王塚装飾古墳館の火災復旧関連予算として、18款寄附金において、桂川町郷土史会か
らの王塚装飾古墳館復旧支援寄附金3万円。また、21款諸収入では、いわゆる火災保険金とし
て、公有建物災害共済金が2億9,846万5,000円。22款町債では、公共施設火災復旧事
業債が1,880万円。合計で、3億1,729万5,000円が計上されています。

歳出予算では、歳出全般において、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費の予算整理が行わ
れています。

個別の案件では、3款民生費において、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業等に係
る子ども・子育て支援法等関連例規整備支援業務委託料や、物価高騰対策として既に実施されて
いる私立保育園給食支援補助金と同等の措置である町立土師保育所への給食貯い材料費が計上さ
れています。

10款教育費では、県からの委託事業で、中学校文化部活動の地域移行に係るコーディネー
ター報酬、指導員謝礼等の実証事業費のほか、学校給食費の保護者負担を軽減するため、国の物

価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、本年4月からの月額1人1,500円補助にさらに500円上乗せ補助を行う給食費特別補助金が計上されています。

なお、王塚装飾古墳館火災復旧関連予算について、詳しく述べます。

王塚装飾古墳館火災復旧関連の支出合計は、7億7,511万8,000円。一方、公有建物災害共済金などの収入合計が、3億1,729万5,000円。この差額5,782万3,000円に、収入の一部である町債1,880万円を加えた7,662万3,000円が、実質的な町負担となります。

本件予算審議は、文教厚生委員会及び総務経済建設委員会の両委員会との連合審査会を実施し、町負担7,662万3,000円の発生理由を審議しました。

本火災は、事務室からの出火が原因とされており、火災は事務室周辺にとどまっています。しかし、全館を管理する電気制御や保安設備システムが事務室にあったことから、これらの設備は現在機能していません。

また、火災時に発生した煙によるすすの付着が事務室以外のホールや観光のメインとなっている常設展示室内、トイレの床、壁にまで及んでいます。

このような被害を全体的に復旧するために、予算には多くの設備の更新が含まれていることが分かりました。そして、更新をしなければ、今後の施設管理に支障を来すおそれがあるということでした。

そこで、工事内容についての内訳金額の提示を求めましたが、今後の競争入札に係る手続の上、現時点では公開できないという回答でした。

今後、この予算が成立すれば、所管課では入札手続を行い、契約締結の承認が議会で必要となります。その際には、火災復旧工事の内訳金額を示すとともに、火災保険の適用対象項目も併せて示すことが可能であるとの回答を受けています。

当委員会においては、連合審査会において事務局が回答した入札後、復旧工事の内訳金額等を示すことを前提として、全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13分から。

午後3時03分休憩

午後3時12分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第11. 議案第32号

○議長（林 英明君） 議案第32号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第32号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万9,000円を追加し、予算の総額を302万8,000円にするものです。

歳入については、前年度繰越金の決定及び事業収入の減額が主なものであります。

歳出では、歳入余剰見込みに伴う一般会計への繰出金等の追加計上であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第33号

○議長（林 英明君） 議案第33号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、歳入においては、国民健康保険税の賦課決定に伴う減額補正と、財源調整のための県支出金の減額補正、令和6年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正が主なものです。

歳出では、負担金等の精算返還に伴う諸支出金が主なものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第34号

○議長（林 英明君） 議案第34号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の増額補正が主なものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第35号

○議長（林 英明君） 議案第35号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第35号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入において638万8,000円は財源の組替えによるものです。この638万8,000円については、物価高騰緊急支援対策事業により、物価高騰の影響を受ける水道利用者の負担軽減を図るために、基本料金を2分の1減免するものです。

次に、収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用214万5,000円の増額は、人事異動等による人件費及び共済掛金率の変更によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号令和7年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第3号

○議長（林 英明君） 意見書案第3号こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 一般質問のときにも述べましたが、不登校生が増加しています。全国で35万人、福岡県は1万8,000人。要因の一つに、現行の学習指導要領の授業時数、教える内容の増加が上げられていました。

また、教員の若年退職者も増えています。新採1年の教員のうち、60名が福岡県で退職したことです。

子どもや教職員が非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては、次の意見書を採択していただきますようお願ひいたします。

意見書案第3号こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり、桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

2025年9月19日、提出者、桂川町議会議員柴田正彦。賛成者、桂川町議会北原裕丈議員、同じく大塚和佳議員です。

理由は、別紙意見書（案）のとおりです。よって、意見書（案）を朗読し、提案に代えさせていただきます。

こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）について。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が

山積している。また、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など深刻な教職員不足は、こどもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少數職種の配置増など、教職員定数改善が必要である。加えて、きめ細かな教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、2006年度から義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1に引き下げるとともに、国庫補助の対象となっていた就学援助制度を一般財源化し、今日までこの状況が継続されている。厳しい財政状況の中、独自財源によって人的措置等を行っている自治体もあるが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、こどもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

については、2026年度政府予算編成において、こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進をはかるために、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。

1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、加配教員の増員や少數職種の配置増など、教職員定数改善を確実に推進するために、必要な財源を確保すること。特に、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

3、教職員の処遇について、専門性を發揮し、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財源措置を講じること。

4、教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。

5、学習指導要領の内容の精選、それに伴う標準授業時数の削減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025年9月19日、福岡県桂川町議会議長林英明。宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

以上、賛成していただきますようお願ひいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し、意見書を提出することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出いたします。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和7年第3回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

副議長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員